

# グローバル ウォーター ファンド

追加型投信／内外／株式

◆この目論見書により行なう「グローバル ウォーター ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年9月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年9月16日にその効力が発生しております。

|                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| 有価証券届出書提出日                           | : 平成28年9月15日       |
| 発行者名                                 | : 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名                             | : 代表取締役社長 柴田 拓美    |
| 本店の所在の場所                             | : 東京都港区赤坂九丁目7番1号   |
| 有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）<br>の写しを縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。      |

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

|                           | 頁   |
|---------------------------|-----|
| 第一部【証券情報】 .....           | 1   |
| 第二部【ファンド情報】 .....         | 3   |
| 第1【ファンドの状況】 .....         | 3   |
| 第2【管理及び運営】 .....          | 29  |
| 第3【ファンドの経理状況】 .....       | 34  |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 ..... | 79  |
| 第三部【委託会社等の情報】 .....       | 80  |
| 約款 .....                  | 138 |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

グローバル ウォーター ファンド (以下「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。

### (6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

平成28年9月16日から平成29年6月13日までとします。

※当ファンドは、平成29年6月15日をもって信託期間が終了いたします。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわ

れる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

主に、世界各国の水関連企業へ投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式                |
|             | 海外     | 債券<br>不動産投信       |
| 追加型投信       | 内外     | その他資産<br>( )      |
|             |        | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### ◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### ◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

| 投資対象資産                      | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|-----------------------------|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般                    | 年1回          | グローバル<br>(含む日本) |                  |           |
| 大型株                         | 年2回          |                 |                  |           |
| 中小型株                        | 年4回          | 日本              |                  |           |
| 債券<br>一般                    | 年6回<br>(隔月)  | 北米              | ファミリーファンド        | あり<br>( ) |
| 公債                          |              | 欧州              |                  |           |
| 社債                          | 年12回<br>(毎月) | アジア             |                  |           |
| その他債券<br>クレジット属性<br>( )     | 日々           | オセアニア           |                  |           |
| 不動産投信                       | その他<br>( )   | 中南米             | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券(株<br>式一般)) |              | アフリカ            |                  |           |
|                             |              | 中近東<br>(中東)     |                  |           |
| 資産複合<br>( )                 |              | エマージング          |                  |           |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型          |              |                 |                  |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

## 特色 1 水資源を支える世界各国の企業の株式に分散投資します。

- 水資源を支える世界各国の企業(=水関連企業)の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

## 特色 2 持続的な成長が見込まれる投資分野に焦点をあてて銘柄を選定します。

- 水関連の中でも、特に持続的な成長が期待される「水処理機器・化学薬品」、「水インフラの整備・資材」、「水質の管理・分析」、「水関連の公益事業」という4つの投資分野に主な焦点をあてて銘柄を選定します。

## 特色 3 主な投資対象である「SAM ウォーター ファンド」の運用にあたっては、水関連企業への投資で実績のあるロベコSAMが行ないます。

- ロベコSAMは、スイスに拠点を置く、水関連企業投資で先駆している運用会社です。
- 持続発展性(サステナビリティ)に焦点をあてた投資調査の草分け的な存在である同社グループの強みを活かし、水関連企業への投資活動を行なっています。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

### ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



#### (主な投資制限)

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行ないません。

#### (分配方針)

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

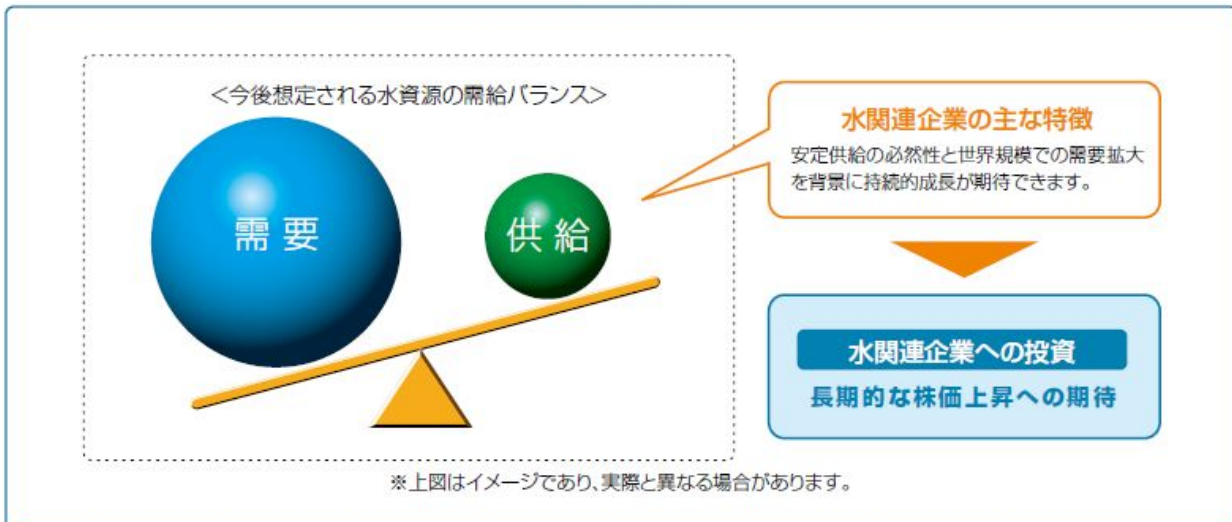
※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 特色 1

### 水資源を支える世界各国の企業の株式に分散投資します。

- 水資源を支える世界各国の企業(=水関連企業)の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

#### 【水関連企業への投資の着目点】 (イメージ)



## 特色 2

### 持続的な成長が見込まれる投資分野に焦点をあてて銘柄を選定します。

- 水関連の中でも、特に持続的な成長が期待される「水処理機器・化学薬品」、「水インフラの整備・資材」、「水質の管理・分析」、「水関連の公益事業」という4つの投資分野に主な焦点をあてて銘柄を選定します。

#### 【当ファンドが注目する4つの投資分野】

<各投資分野における企業例>

##### 1. 水処理機器・化学薬品

- ・バルブ・ポンプ
  - ・水処理装置
  - ・水処理薬品
  - ・灌漑設備
- を供給する企業など

##### 2. 水インフラの整備・資材

- ・水処理施設の設計・建設
  - ・建築用資材・設備機器
  - ・水量計
- を手がける企業など

##### 3. 水質の管理・分析

- ・水質検査
- ・使用段階での浄水処理
- ・水関連機器・設備の保守サービス
- ・水資源保護に携わる企業など

##### 4. 水関連の公益事業

- ・上下水道の管理・運営
  - ・水処理関連サービス
- を行なう企業など

※上記投資分野については、将来見直される可能性があります。

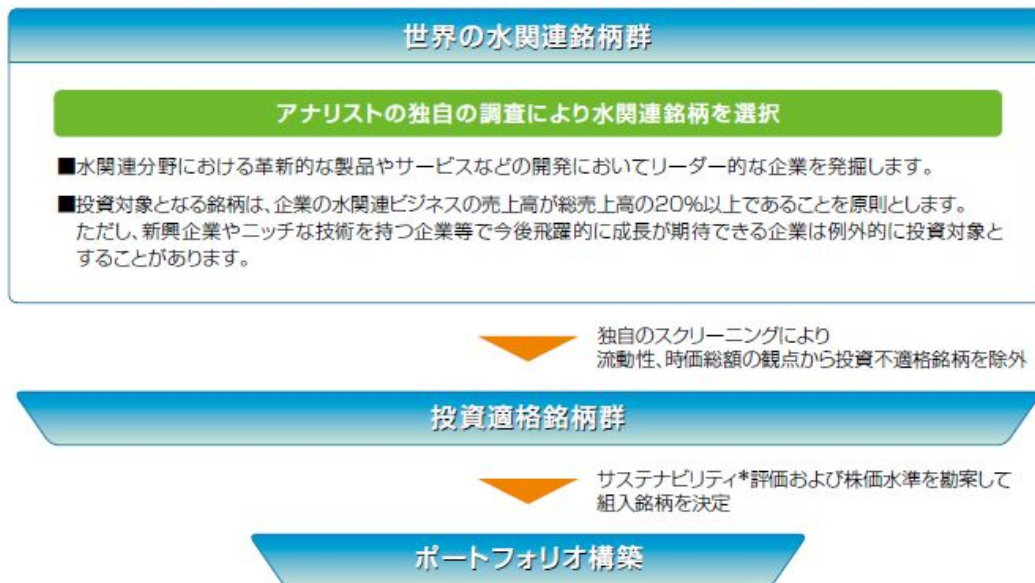


## 特色 3

主な投資対象である「SAM ウォーター ファンド」の運用にあたっては、水関連企業への投資で実績のあるロベコSAMが行ないます。

- ロベコSAMは、スイスに拠点を置く、水関連企業投資で先駆している運用会社です。
- 持続発展性(サステナビリティ)に焦点をあてた投資調査の草分け的な存在である同社グループの強みを活かし、水関連企業への投資活動を行なっています。

### 【「SAM ウォーター ファンド」の運用プロセス】



\*「持続発展性」「持続可能性」と訳され、人間の活動が生態系の中で長期的にわたって継続されることを意味します。

※上記は2016年6月末現在の運用プロセスであり、将来変更される場合があります。

④ 信託金限度額

- ・2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年6月15日

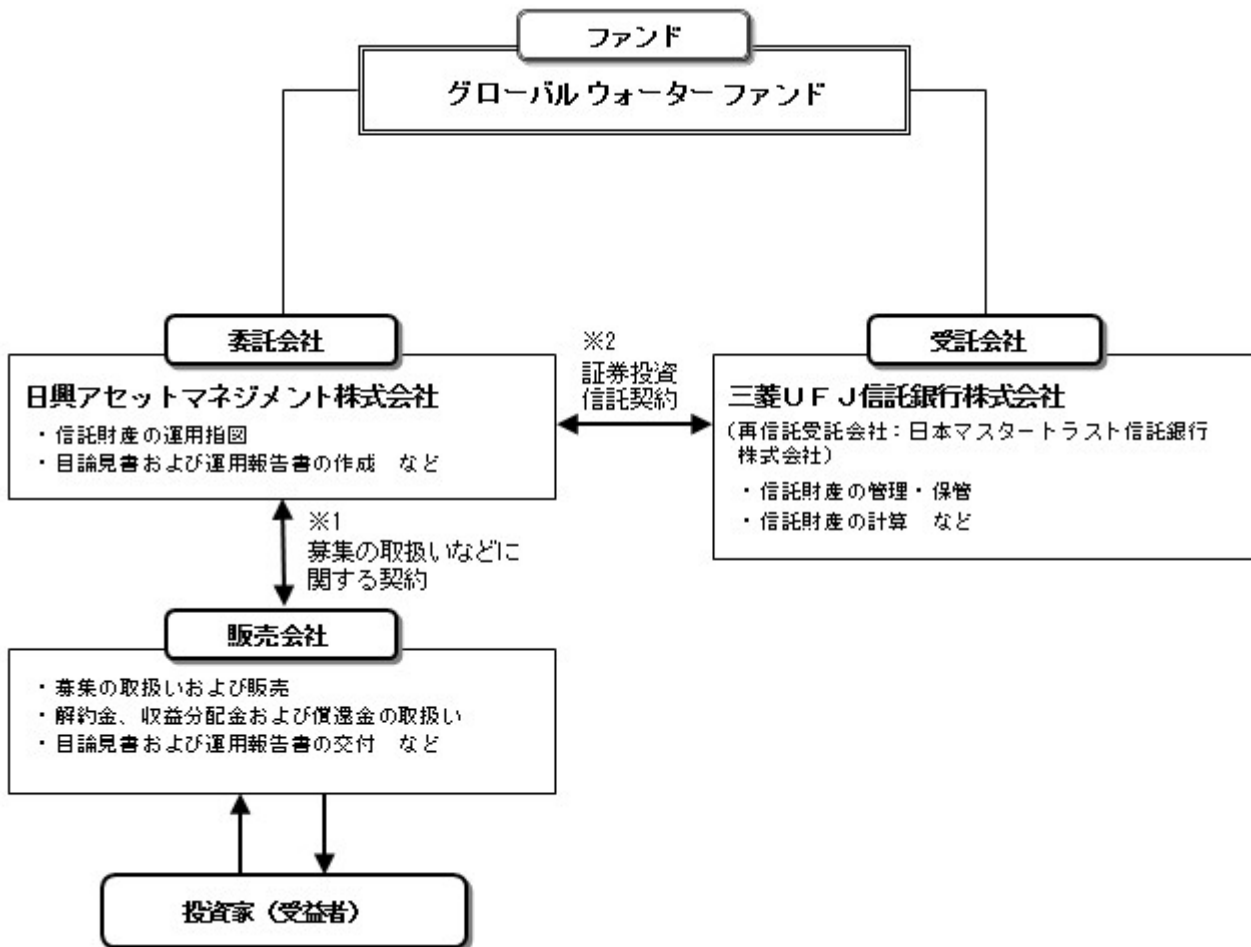
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成29年6月15日

- ・信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

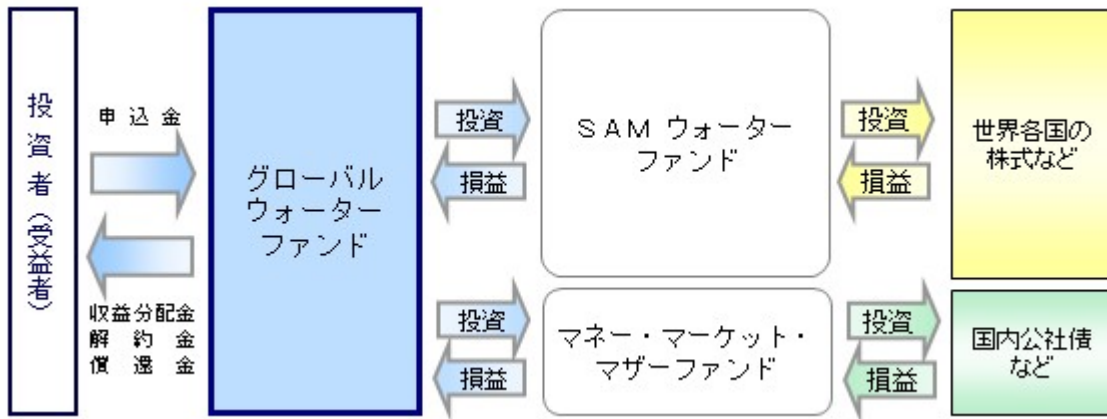


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成 28 年 12 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

昭和 34 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成 11 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

| 名称            | 住所                                                              | 所有株数          | 所有比率   |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|---------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社  | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号                                           | 179,869,100 株 | 91.29% |
| DBS Bank Ltd. | 6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809 | 14,283,400 株  | 7.24%  |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。  
ケイマン籍円建外国投資信託「SAM ウォーター ファンド」  
証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

ケイマン籍円建外国投資信託「SAM ウォーター ファンド」

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資する

ことができます。

- 1) ケイマン籍円建外国投資信託「SAM ウォーター ファンド」
  - 2) 証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
  - 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
  - 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<SAM ウォーター ファンド> (ケイマン籍円建外国投資信託)

| 運用の基本方針   |                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針      | 水関連企業への投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。                                                                                                                                                  |
| 主な投資対象    | 世界各国の株式市場に上場している水関連企業を主要投資対象とします。                                                                                                                                                         |
| 投資方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>世界の水関連企業の中から、持続的な成長が期待できる企業を選定し、投資します。</li> <li>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。</li> </ul>                                                           |
| 主な投資制限    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1銘柄の組入れは、原則として組入れ時の純資産総額の10%を限度として投資します。</li> <li>借入残高の合計金額が、純資産総額の10%未満の範囲で借入れを行なう場合があります。</li> </ul>                                             |
| 収益分配      | 毎決算時に、分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案して決定し、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。                                                                                                                           |
| ファンドに係る費用 |                                                                                                                                                                                           |
| 信託報酬など    | <p>純資産総額に対して年率0.616%程度※（国内における消費税等相当額はかかりません。）</p> <p>※上記の信託報酬率は、当該投資信託証券の純資産総額が100億円の場合の概算値です。</p> <p>※信託報酬は、純資産総額に定率（年率0.58%）を乗じて得た額に、固定報酬として月額30万円を加算するため、純資産総額によって上記の信託報酬率は変動します。</p> |
| 申込手数料     | ありません。                                                                                                                                                                                    |
| 信託財産留保額   | ありません。                                                                                                                                                                                    |
| その他の費用など  | 事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。                                                                                                                          |
| その他       |                                                                                                                                                                                           |
| 投資顧問会社    | ロベコSAM                                                                                                                                                                                    |
| 管理会社      | 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド                                                                                                                                                                      |
| 信託期間      | 無期限                                                                                                                                                                                       |
| 決算日       | 原則として、毎年12月31日                                                                                                                                                                            |

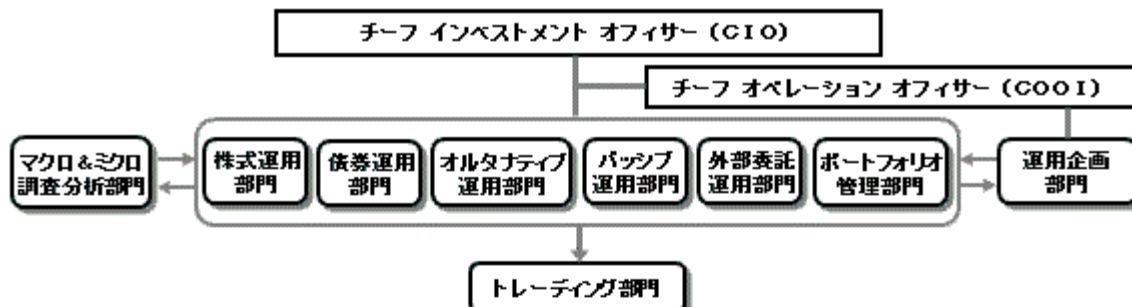
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<マネー・マーケット・マザーファンド>

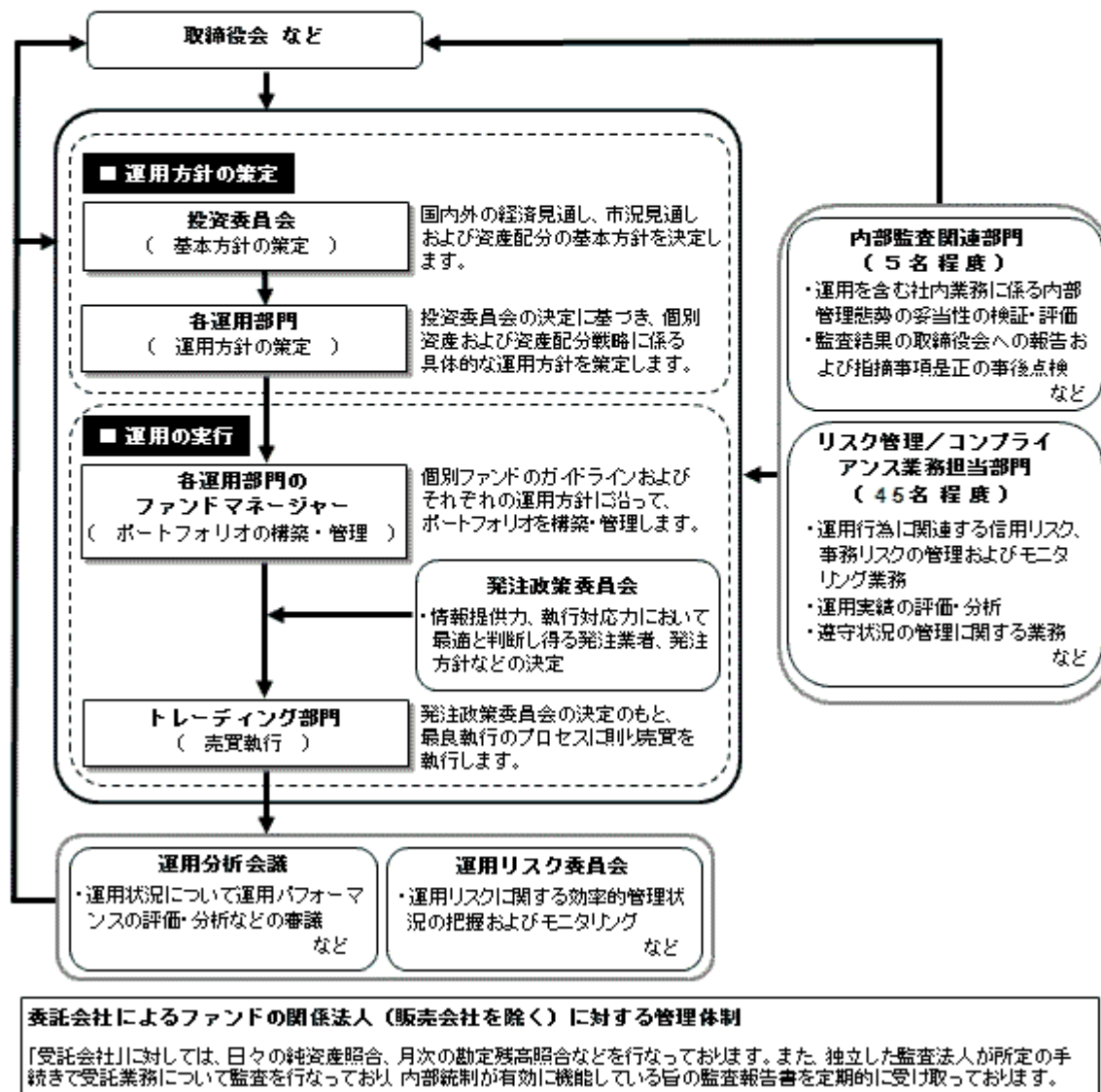
| 運用の基本方針   |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針      | 公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。                                                                                                                                                                                 |
| 主な投資対象    | わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。                                                                                                                                                                                        |
| 投資方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>           |
| 主な投資制限    | <ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。</li> <li>外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul> |
| 収益分配      | 収益分配は行ないません。                                                                                                                                                                                                         |
| ファンドに係る費用 |                                                                                                                                                                                                                      |
| 信託報酬      | ありません。                                                                                                                                                                                                               |
| 申込手数料     | ありません。                                                                                                                                                                                                               |
| 信託財産留保額   | ありません。                                                                                                                                                                                                               |
| その他の費用など  | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。<br>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。                                                                                                                                           |
| その他       |                                                                                                                                                                                                                      |
| 委託会社      | 日興アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                     |
| 受託会社      | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                        |
| 信託期間      | 無期限（平成16年3月10日設定）                                                                                                                                                                                                    |
| 決算日       | 毎年1月20日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                 |

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



※上記体制は平成 28 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

###### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

###### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

###### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

#### 3 【投資リスク】

##### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、



当ファンドは預貯金とは異なります。

- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

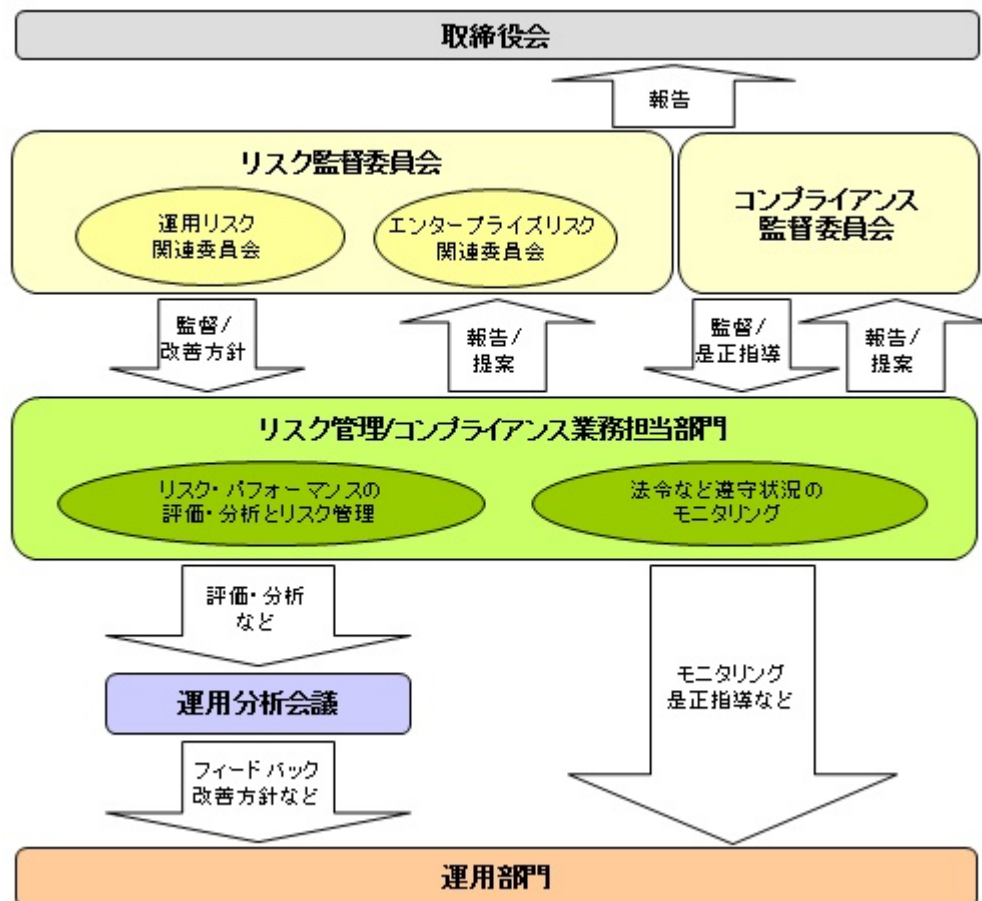
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大

大きく変動する可能性があります。

- 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項  
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- 運用制限や規制上の制限に関する事項  
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項  
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

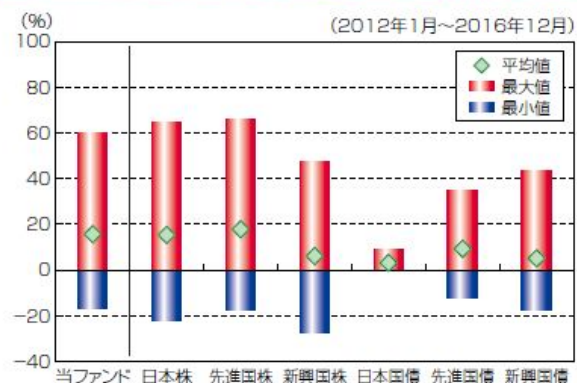
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成 28 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスとの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債 | 先進国債   | 新興国債   |
|-----|--------|--------|--------|--------|------|--------|--------|
| 平均値 | 15.7%  | 15.4%  | 17.9%  | 6.2%   | 3.2% | 9.3%   | 5.2%   |
| 最大値 | 60.0%  | 65.0%  | 65.7%  | 47.4%  | 9.3% | 34.9%  | 43.7%  |
| 最小値 | -16.7% | -22.0% | -17.5% | -27.4% | 0.5% | -12.3% | -17.4% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

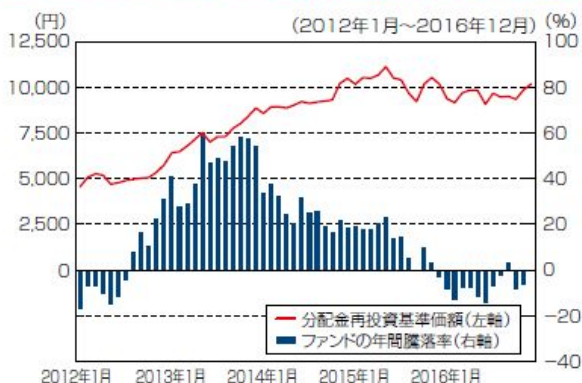
日本国債 ……NOMURA-BPI国債

先進国債 ……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2012年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### 東証株価指数 (TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

当指数は、Citigroup Index LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

| 信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞ |                    |
|---------------------|--------------------|
| 当ファンド               | 1.08%（税抜1%）        |
| 投資対象とする投資信託証券       | 0.616%程度*          |
| 実質的負担               | 1.696%（税抜1.616%）程度 |

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.08%（税抜1%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする「SAM ウォーター ファンド」の組入れに係る信託報酬率（年率）0.616%程度\*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.696%（税抜1.616%）程度となります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬率は、当該投資信託証券の純資産総額が100億円の場合の概算値です。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

\*受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の純資産総額や組入比率などにより変動します。

###### ② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 合計                    | 委託会社  | 販売会社  | 受託会社  |
| 1.00%                 | 0.23% | 0.72% | 0.05% |

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価                              |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                   |

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「SAM ウォーター ファンド」

- ・ 事務管理費用
- ・ 資産の保管費用
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 設立に係る費用
- ・ 法律顧問費用
- ・ 監査費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

「マネー・マーケット・マザーファンド」

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。



## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

### ① 個人受益者の場合

#### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ② 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

#### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

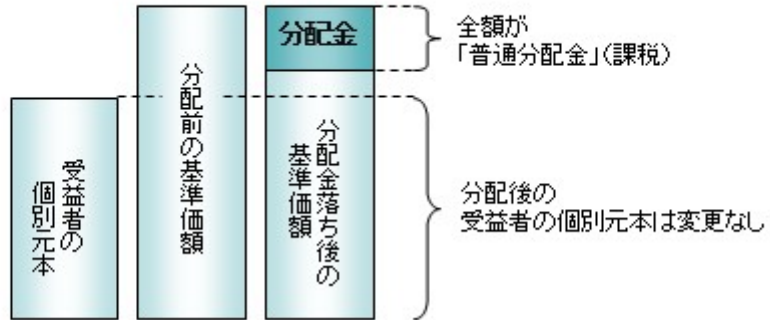
ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

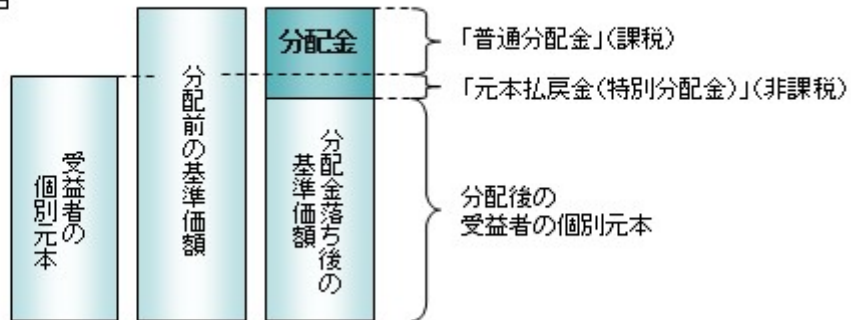


<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は平成 29 年 3 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【グローバル ウォーター ファンド】

以下の運用状況は2016年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

| 資産の種類                  | 国・地域 | 時価合計 (円)    | 投資比率 (%) |
|------------------------|------|-------------|----------|
| 投資信託受益証券               | ケイマン | 799,794,202 | 96.90    |
| 親投資信託受益証券              | 日本   | 785,407     | 0.10     |
| コール・ローン等、その他資産 (負債控除後) | —    | 24,783,538  | 3.00     |
| 合計 (純資産総額)             |      | 825,363,147 | 100.00   |

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類        | 銘柄名               | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|------|-----------|-------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ケイマン | 投資信託受益証券  | SAM ウォーター ファンド    | 698,449,221  | 1.03            | 723,448,813     | 1.14            | 799,794,202     | 96.90           |
| 日本   | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 772,431      | 1.0169          | 785,486         | 1.0168          | 785,407         | 0.10            |

##### ロ. 種類別の投資比率

| 種類        | 投資比率 (%) |
|-----------|----------|
| 投資信託受益証券  | 96.90    |
| 親投資信託受益証券 | 0.10     |
| 合計        | 97.00    |

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

| 期別                   | 純資産総額 (百万円) |       | 1口当たり純資産額 (円) |        |
|----------------------|-------------|-------|---------------|--------|
|                      | 分配落ち        | 分配付き  | 分配落ち          | 分配付き   |
| 第1計算期間末 (2008年6月16日) | 4,492       | 4,492 | 0.8403        | 0.8403 |
| 第2計算期間末 (2009年6月15日) | 2,138       | 2,138 | 0.5079        | 0.5079 |
| 第3計算期間末 (2010年6月15日) | 1,938       | 1,938 | 0.5252        | 0.5252 |
| 第4計算期間末 (2011年6月15日) | 1,664       | 1,664 | 0.5338        | 0.5338 |
| 第5計算期間末 (2012年6月15日) | 1,181       | 1,181 | 0.4745        | 0.4745 |
| 第6計算期間末 (2013年6月17日) | 1,483       | 1,483 | 0.6931        | 0.6931 |
| 第7計算期間末 (2014年6月16日) | 1,513       | 1,513 | 0.9267        | 0.9267 |
| 第8計算期間末 (2015年6月15日) | 1,178       | 1,178 | 1.0845        | 1.0845 |
| 第9計算期間末 (2016年6月15日) | 852         | 852   | 0.9292        | 0.9292 |
| 2015年12月末日           | 965         | —     | 1.0163        | —      |
| 2016年1月末日            | 884         | —     | 0.9365        | —      |
| 2月末日                 | 863         | —     | 0.9155        | —      |
| 3月末日                 | 912         | —     | 0.9688        | —      |
| 4月末日                 | 926         | —     | 0.9839        | —      |
| 5月末日                 | 913         | —     | 0.9833        | —      |
| 6月末日                 | 826         | —     | 0.9066        | —      |
| 7月末日                 | 871         | —     | 0.9664        | —      |
| 8月末日                 | 843         | —     | 0.9463        | —      |
| 9月末日                 | 836         | —     | 0.9504        | —      |
| 10月末日                | 821         | —     | 0.9337        | —      |
| 11月末日                | 851         | —     | 0.9854        | —      |
| 12月末日                | 825         | —     | 1.0178        | —      |

② 【分配の推移】

| 期   | 期間                    | 1口当たりの分配金 (円) |
|-----|-----------------------|---------------|
| 第1期 | 2007年6月15日～2008年6月16日 | 0.0000        |
| 第2期 | 2008年6月17日～2009年6月15日 | 0.0000        |
| 第3期 | 2009年6月16日～2010年6月15日 | 0.0000        |
| 第4期 | 2010年6月16日～2011年6月15日 | 0.0000        |
| 第5期 | 2011年6月16日～2012年6月15日 | 0.0000        |
| 第6期 | 2012年6月16日～2013年6月17日 | 0.0000        |
| 第7期 | 2013年6月18日～2014年6月16日 | 0.0000        |

|      |                        |        |
|------|------------------------|--------|
| 第8期  | 2014年6月17日～2015年6月15日  | 0.0000 |
| 第9期  | 2015年6月16日～2016年6月15日  | 0.0000 |
| 当中間期 | 2016年6月16日～2016年12月15日 | —      |

### ③【収益率の推移】

| 期    | 期間                     | 収益率 (%) |
|------|------------------------|---------|
| 第1期  | 2007年6月15日～2008年6月16日  | △15.97  |
| 第2期  | 2008年6月17日～2009年6月15日  | △39.56  |
| 第3期  | 2009年6月16日～2010年6月15日  | 3.41    |
| 第4期  | 2010年6月16日～2011年6月15日  | 1.64    |
| 第5期  | 2011年6月16日～2012年6月15日  | △11.11  |
| 第6期  | 2012年6月16日～2013年6月17日  | 46.07   |
| 第7期  | 2013年6月18日～2014年6月16日  | 33.70   |
| 第8期  | 2014年6月17日～2015年6月15日  | 17.03   |
| 第9期  | 2015年6月16日～2016年6月15日  | △14.32  |
| 当中間期 | 2016年6月16日～2016年12月15日 | 8.33    |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### (4)【設定及び解約の実績】

| 期    | 期間                     | 設定口数 (口)      | 解約口数 (口)      |
|------|------------------------|---------------|---------------|
| 第1期  | 2007年6月15日～2008年6月16日  | 5,776,003,953 | 429,493,195   |
| 第2期  | 2008年6月17日～2009年6月15日  | 299,482,873   | 1,436,101,860 |
| 第3期  | 2009年6月16日～2010年6月15日  | 329,401,233   | 849,131,413   |
| 第4期  | 2010年6月16日～2011年6月15日  | 202,634,852   | 774,194,079   |
| 第5期  | 2011年6月16日～2012年6月15日  | 255,572,386   | 885,296,335   |
| 第6期  | 2012年6月16日～2013年6月17日  | 333,197,855   | 681,516,120   |
| 第7期  | 2013年6月18日～2014年6月16日  | 239,549,846   | 747,340,576   |
| 第8期  | 2014年6月17日～2015年6月15日  | 191,198,851   | 737,032,313   |
| 第9期  | 2015年6月16日～2016年6月15日  | 50,871,097    | 220,800,293   |
| 当中間期 | 2016年6月16日～2016年12月15日 | 15,319,429    | 91,472,196    |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

以下の運用状況は2016年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

| 資産の種類                  | 国・地域 | 時価合計 (円)   | 投資比率 (%) |
|------------------------|------|------------|----------|
| コール・ローン等、その他資産 (負債控除後) | —    | 58,603,830 | 100.00   |
| 合計 (純資産総額)             |      | 58,603,830 | 100.00   |

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 10,178円  
純資産総額..... 8.25億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2012年6月 | 2013年6月 | 2014年6月 | 2015年6月 | 2016年6月 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円    |

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

|                   |       |
|-------------------|-------|
| SAM ウォーター ファンド    | 96.9% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.1%  |
| 現金その他             | 3.0%  |

「SAM ウォーター ファンド」のポートフォリオの内容

＜株式組入上位10銘柄＞(銘柄数:72銘柄)

| 順位 | 銘柄                           | 通貨     | 業種    | 投資分野        | 比率    |
|----|------------------------------|--------|-------|-------------|-------|
| 1  | Danaher Corp                 | アメリカドル | ヘルスケア | 水質の管理・分析    | 5.36% |
| 2  | Veolia Environnement SA      | ユーロ    | 公益    | 水関連の公益事業    | 4.73% |
| 3  | American Water Works Co Inc  | アメリカドル | 公益    | 水関連の公益事業    | 4.40% |
| 4  | Geberit AG                   | スイスフラン | 資本財   | 水インフラの整備・資材 | 4.34% |
| 5  | Sewern Trent PLC             | ポンド    | 公益    | 水関連の公益事業    | 4.28% |
| 6  | United Utilities Group PLC   | ポンド    | 公益    | 水関連の公益事業    | 4.14% |
| 7  | Pentair PLC                  | アメリカドル | 資本財   | 水処理機器・化学薬品  | 4.12% |
| 8  | Suez                         | ユーロ    | 公益    | 水関連の公益事業    | 4.07% |
| 9  | Xylem Inc/NY                 | アメリカドル | 資本財   | 水処理機器・化学薬品  | 3.78% |
| 10 | Thermo Fisher Scientific Inc | アメリカドル | ヘルスケア | 水質の管理・分析    | 2.67% |

＜株式組入上位5カ国＞

| 国名     | 比率    |
|--------|-------|
| 1 アメリカ | 41.5% |
| 2 イギリス | 15.3% |
| 3 フランス | 9.3%  |
| 4 スイス  | 7.2%  |
| 5 日本   | 6.8%  |

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

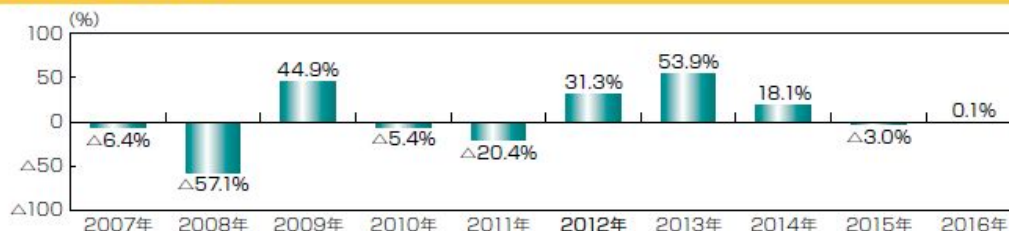
＜投資分野別構成比＞

|             |       |
|-------------|-------|
| 水処理機器・化学薬品  | 21.4% |
| 水インフラの整備・資材 | 18.1% |
| 水質の管理・分析    | 27.3% |
| 水関連の公益事業    | 33.2% |

※比率は対組入株式時価総額です。

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2007年は、設定時から2007年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

※当ファンドは、平成29年6月15日をもって信託期間が終了いたします。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●ニューヨークの銀行休業日

●チューリッヒの銀行休業日

●ケイマンの銀行休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所\*における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### (10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### (11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求によ

り換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

※当ファンドは、平成 29 年 6 月 15 日をもって信託期間が終了いたします。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●ニューヨークの銀行休業日

●チューリッヒの銀行休業日

●ケイマンの銀行休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

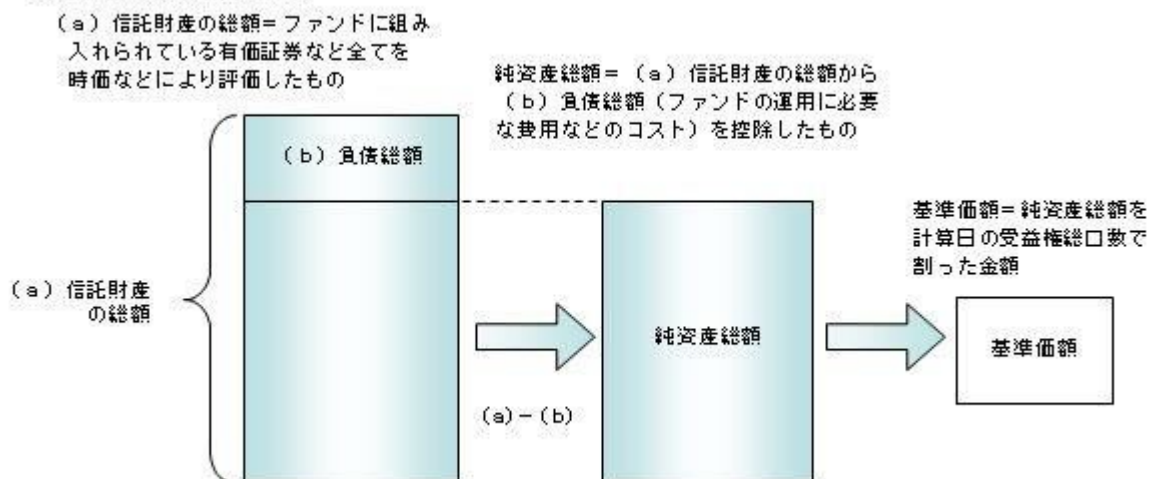
#### ① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。



- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

### <基準価額算出の流れ>



### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

##### ◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

平成29年6月15日までとします（平成19年6月15日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4) 【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

### (5) 【その他】

#### ① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

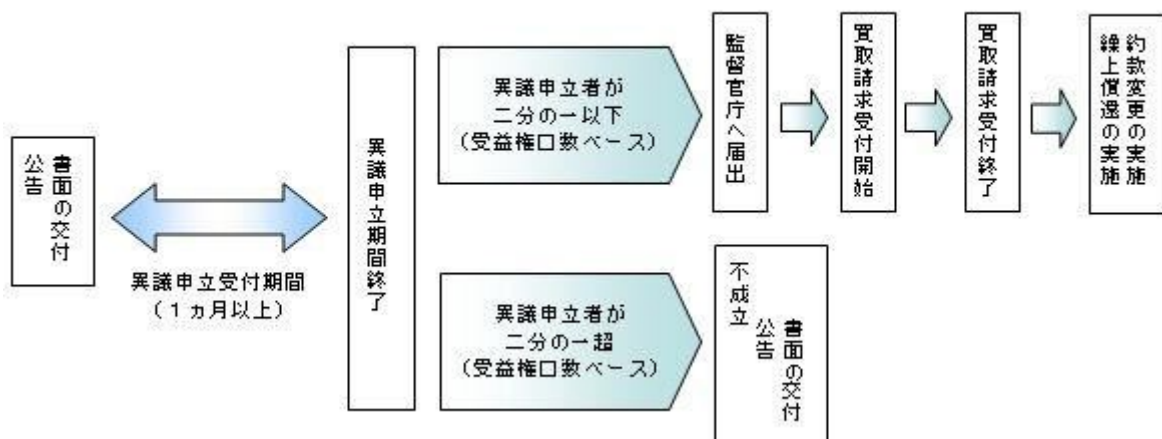
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成27年6月16日から平成28年6月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 28 年 7 月 20 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 村 和 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル ウォーター ファンドの平成 27 年 6 月 16 日から平成 28 年 6 月 15 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル ウォーター ファンドの平成 28 年 6 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【グローバル ウォーター ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第8期<br>平成27年6月15日現在 | 第9期<br>平成28年6月15日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| <b>資産の部</b>     |                     |                     |
| 流動資産            |                     |                     |
| コール・ローン         | 49,093,986          | 32,660,263          |
| 投資信託受益証券        | 1,143,233,063       | 824,320,161         |
| 親投資信託受益証券       | 1,188,801           | 881,254             |
| 未収入金            | 1,050,055           | -                   |
| 未収利息            | 75                  | -                   |
| 流動資産合計          | 1,194,565,980       | 857,861,678         |
| 資産合計            | 1,194,565,980       | 857,861,678         |
| <b>負債の部</b>     |                     |                     |
| 流動負債            |                     |                     |
| 未払解約金           | 7,804,461           | -                   |
| 未払受託者報酬         | 351,653             | 241,972             |
| 未払委託者報酬         | 6,682,508           | 4,598,648           |
| 未払利息            | -                   | 42                  |
| その他未払費用         | 985,098             | 926,412             |
| 流動負債合計          | 15,823,720          | 5,767,074           |
| 負債合計            | 15,823,720          | 5,767,074           |
| <b>純資産の部</b>    |                     |                     |
| 元本等             |                     |                     |
| 元本              | 1,086,935,958       | 917,006,762         |
| 剰余金             |                     |                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 91,806,302          | △64,912,158         |
| (分配準備積立金)       | 246,143,149         | 197,224,362         |
| 元本等合計           | 1,178,742,260       | 852,094,604         |
| 純資産合計           | 1,178,742,260       | 852,094,604         |
| 負債純資産合計         | 1,194,565,980       | 857,861,678         |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                           | 第8期                          |              | 第9期                          |              |
|-------------------------------------------|------------------------------|--------------|------------------------------|--------------|
|                                           | 自 平成26年6月17日<br>至 平成27年6月15日 |              | 自 平成27年6月16日<br>至 平成28年6月15日 |              |
| 営業収益                                      |                              |              |                              |              |
| 受取利息                                      |                              | 26,494       |                              | 13,433       |
| 有価証券売買等損益                                 |                              | 239,511,401  |                              | △141,787,867 |
| 営業収益合計                                    |                              | 239,537,895  |                              | △141,774,434 |
| 営業費用                                      |                              |              |                              |              |
| 支払利息                                      |                              | -            |                              | 3,175        |
| 受託者報酬                                     |                              | 747,973      |                              | 521,192      |
| 委託者報酬                                     |                              | 14,213,914   |                              | 9,905,050    |
| その他費用                                     |                              | 1,023,880    |                              | 953,836      |
| 営業費用合計                                    |                              | 15,985,767   |                              | 11,383,253   |
| 営業利益又は営業損失(△)                             |                              | 223,552,128  |                              | △153,157,687 |
| 経常利益又は経常損失(△)                             |                              | 223,552,128  |                              | △153,157,687 |
| 当期純利益又は当期純損失(△)                           |                              | 223,552,128  |                              | △153,157,687 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) |                              | 62,021,169   |                              | △15,453,324  |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△)                           |                              | △119,736,378 |                              | 91,806,302   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            |                              | 52,641,038   |                              | -            |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   |                              | 52,641,038   |                              | -            |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   |                              | -            |                              | -            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            |                              | 2,629,317    |                              | 19,014,097   |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   |                              | -            |                              | 18,263,592   |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   |                              | 2,629,317    |                              | 750,505      |
| 分配金                                       |                              | -            |                              | -            |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△)                           |                              | 91,806,302   |                              | △64,912,158  |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                 |                                                                                                    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br>親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

(貸借対照表に関する注記)

|    |                                  | 第8期<br>平成27年6月15日現在 | 第9期<br>平成28年6月15日現在 |
|----|----------------------------------|---------------------|---------------------|
| 1. | 期首元本額                            | 1,632,769,420円      | 1,086,935,958円      |
|    | 期中追加設定元本額                        | 191,198,851円        | 50,871,097円         |
|    | 期中一部解約元本額                        | 737,032,313円        | 220,800,293円        |
| 2. | 受益権の総数                           | 1,086,935,958口      | 917,006,762口        |
| 3. | 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | －円                  | 64,912,158円         |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第8期<br>自平成26年6月17日<br>至平成27年6月15日 |                                           | 第9期<br>自平成27年6月16日<br>至平成28年6月15日 |                                  |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 分配金の計算過程                          |                                           | 分配金の計算過程                          |                                  |
| A                                 | 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 21,331円           | A                                 | 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 0円       |
| B                                 | 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 161,509,628円 | B                                 | 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 0円  |
| C                                 | 信託約款に定める収益調整金 12,224,657円                 | C                                 | 信託約款に定める収益調整金 20,750,672円        |
| D                                 | 信託約款に定める分配準備積立<br>金 84,612,190円           | D                                 | 信託約款に定める分配準備積立<br>金 197,224,362円 |
| E                                 | 分配対象収益 (A+B+C+D) 258,367,806円             | E                                 | 分配対象収益 (A+B+C+D) 217,975,034円    |
| F                                 | 分配対象収益(1万口当たり) 2,377円                     | F                                 | 分配対象収益(1万口当たり) 2,377円            |
| G                                 | 分配金額 0円                                   | G                                 | 分配金額 0円                          |
| H                                 | 分配金額(1万口当たり) 0円                           | H                                 | 分配金額(1万口当たり) 0円                  |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

|                       | 第8期<br>自平成26年6月17日<br>至平成27年6月15日                                                                                                                                                                                       | 第9期<br>自平成27年6月16日<br>至平成28年6月15日 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                                                                    | 同左                                |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左                                |
| 金融商品に係るリスク管理体制        | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリ                                                                                                                                                                                    | 同左                                |



|  |                               |  |
|--|-------------------------------|--|
|  | スク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。 |  |
|--|-------------------------------|--|

## II 金融商品の時価等に関する事項

|                         | 第 8 期<br>平成 27 年 6 月 15 日現在                                                                                                                                                 | 第 9 期<br>平成 28 年 6 月 15 日現在                              |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                         | 同左                                                       |
| 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券<br>同左<br>(2)デリバティブ取引<br>同左<br>(3)上記以外の金融商品<br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                       | 同左                                                       |

(有価証券に関する注記)

第 8 期 (平成 27 年 6 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

| 種類        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 投資信託受益証券  | 179,233,433       |
| 親投資信託受益証券 | 349               |
| 合計        | 179,233,782       |

第 9 期 (平成 28 年 6 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

| 種類        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 投資信託受益証券  | △129,720,999      |
| 親投資信託受益証券 | 85                |
| 合計        | △129,720,914      |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

|              | 第 8 期<br>平成 27 年 6 月 15 日現在 | 第 9 期<br>平成 28 年 6 月 15 日現在 |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 1.0845円                     | 0.9292円                     |
| (1万口当たり純資産額) | (10,845円)                   | (9,292円)                    |

(4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

### (1) 株式

該当事項はありません。

### (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類           | 銘柄                | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|--------------|-------------------|---------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券     | S AM ウォーター ファンド   | 795, 829, 467 | 824, 320, 161 |    |
| 投資信託受益証券 合計  |                   | 795, 829, 467 | 824, 320, 161 |    |
| 親投資信託受益証券    | マネー・マーケット・マザーファンド | 866, 524      | 881, 254      |    |
| 親投資信託受益証券 合計 |                   | 866, 524      | 881, 254      |    |
| 合計           |                   | 796, 695, 991 | 825, 201, 415 |    |

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「S AM ウォーター ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

## SAM ウォーター ファンド

同投資信託はケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「財政状態計算書」およびそれに続く「包括利益計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した平成26年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

SAM ウォーター ファンド

財政状態計算書

2014年12月31日現在

(日本円で表示)

|                                                                                                 | 2014年<br>日本円         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <b>資産</b>                                                                                       |                      |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産                                                                     | 1,555,160,825        |
| 現金                                                                                              | 34,388,242           |
| ブローカーからの未収金                                                                                     | 11,808,537           |
| デリバティブ資産                                                                                        | 31,448               |
| 未収配当金                                                                                           | 3,259,319            |
| <b>資産合計</b>                                                                                     | <u>1,604,648,371</u> |
| <b>負債</b>                                                                                       |                      |
| 受益証券買戻未払金                                                                                       | 5,665,411            |
| ブローカーへの未払金                                                                                      | 4,324,873            |
| デリバティブ負債                                                                                        | 114,039              |
| 未払費用                                                                                            | 10,225,538           |
| <b>負債合計</b>                                                                                     | <u>20,329,861</u>    |
| <b>受益者に帰属する純資産</b>                                                                              | <u>1,584,318,510</u> |
| <b>資本および負債合計</b>                                                                                | <u>1,604,648,371</u> |
| <b>受益証券 1 口当たり純資産価額</b> - 発行済受益証券 1,401,005,433 口 (2013 年度 : 1,952,465,449 口) の 1 口当たり発行および買戻価格 | <u>1.13</u>          |

SAM ウォーター ファンド  
 包括利益計算書  
 2014年12月31日に終了した年度

(日本円で表示)

|                                                | 2014年<br>日本円  |
|------------------------------------------------|---------------|
| <b>収益</b>                                      |               |
| 受取配当金                                          | 41,241,569    |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る<br>実現純利益        | 480,959,871   |
| 外貨換算に係る実現純利益                                   | 2,771,011     |
| デリバティブ資産および負債に係る実現純利益                          | 447,661       |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る<br>未実現(損)益の純変動額 | (216,361,376) |
| 外貨換算に係る未実現損失の純変動額                              | (236,877)     |
| デリバティブ資産および負債に係る未実現(損)益の純変動額                   | (82,591)      |
| <b>純益合計</b>                                    | 308,739,268   |
| <b>費用</b>                                      |               |
| 保管および管理手数料                                     | 16,571,571    |
| 運用報酬                                           | 8,529,673     |
| 登録機関報酬                                         | 3,599,995     |
| 受託者報酬                                          | 3,599,995     |
| 専門家報酬                                          | 3,261,368     |
| 取引費用                                           | 1,724,528     |
| その他費用                                          | 863,586       |
| <b>費用合計</b>                                    | 38,150,716    |
| <b>税引前包括利益合計</b>                               | 270,588,552   |
| 源泉徴収税                                          | (7,131,295)   |
| キャピタルゲイン税                                      | (693,640)     |
| <b>包括利益合計</b>                                  | 262,763,617   |

SAM ウォーター ファンド  
 キャッシュフロー計算書  
 2014年12月31日に終了した年度

(日本円で表示)

|                                                | 2014年<br>日本円  |
|------------------------------------------------|---------------|
| <b>運用活動によるキャッシュフロー</b>                         |               |
| 包括利益                                           | 262,763,617   |
| 運用活動で得た現金純額への包括利益の調整                           |               |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産の購入                 | (983,321,507) |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産の売却からの手取金           | 1,527,254,935 |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現損(益)<br>の純変動額 | 216,361,376   |
| 外国通貨に係る未実現損失の純変動額                              | 114,096       |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る実現純利益            | (480,908,776) |
| ブローカーからの未収金の減少(増加)額                            | 36,181,451    |
| 未収配当金減少(増加)額                                   | 373,519       |
| デリバティブ資産の減少(増加)額                               | (31,448)      |
| ブローカーへの未払金の増加(減少)額                             | (1,662,841)   |
| デリバティブ負債の増加(減少)額                               | 114,039       |
| 未払費用の増加(減少)額                                   | 1,923,450     |
|                                                | <hr/>         |
| 運用活動で得た現金純額                                    | 579,161,911   |
|                                                | <hr/>         |
| <b>財務活動によるキャッシュフロー</b>                         |               |
| 受益証券発行からの手取金                                   | 369,186,366   |
| 受益証券買戻しに係る支払金                                  | (950,803,821) |
|                                                | <hr/>         |
| 財務活動で使用した現金純額                                  | (581,617,455) |
|                                                | <hr/>         |
| 外国通貨に係る未実現損失の純変動額                              | (114,096)     |
|                                                | <hr/>         |
| <b>現金の純減少額</b>                                 | (2,569,640)   |
| 期首現金                                           | 36,957,882    |
| 期末現金                                           | 34,388,242    |
|                                                | <hr/> <hr/>   |
| <b>補足情報</b>                                    |               |
| 受取配当金(源泉税控除後)                                  | 34,483,793    |

SAM ウォーター ファンド  
財務諸表に対する注記  
2014年12月31日現在

## 重要な会計方針の要約

これらの財務書類の作成に際して適用された重要な会計方針を以下に示す。これらの方針は、別段の記載がない限り、表示されているすべての年に対して一貫して適用されている。

### 作成基準

SAM ウォーター ファンド（以下「ファンド」という）の財務書類は国際財務報告基準（以下「IFRS」という）に準拠して作成されている。財務書類は取得原価主義に基づいて作成されており、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む）を再評価することにより、修正される。

IFRS に準拠した財務書類の作成に際し、経営者は、財務報告日現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、また報告期間における収益および費用の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行なうよう要求されている。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

以下は、重要な会計方針の要約である。

#### a) 新たな会計基準および既存の基準に対する修正

以下の新しい基準および解釈はまだ実施されておらず、ファンドは適用していない。

##### *IFRS 第9号 「金融商品」*

IFRS 第9号「金融商品」の最終規則は2014年7月に国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、IAS 第39号「金融商品：認識および測定」の代替となるものである。IFRS 第9号によって、分類および測定について単一の、先を見通した「予想損失」減損モデルが導入され、ヘッジ会計のアプローチが大きく変更された。金融資産の分類を決定するための新たな単一の、原則に基づくアプローチは、当該資産が有するキャッシュフローの特性とビジネスモデルによって決定される。また、新たなモデルによってあらゆる金融商品に単一の減損モデルが適用されることとなる。このモデルでは、予想貸倒損失を適時に認識することが求められる。さらに、公正価値評価を選択した負債を測定する際の、事業体自体の信用リスクに関する変更も含まれており、これによって、当該負債に関して事業体自体の信用リスク悪化によってもたらされる利益はもはや損益で認識されなくなる。IFRS 第9号は2018年1月1日以降に始まる年度に実施されるが、早期の適用も可能である。さらに、事業体自体の信用リスクの変更は金融商品の会計について他の点を変更することなく分離して早期適用することが可能である。ファンドはIFRS 第9号の影響について評価の途上であり、新しい基準を採用する時期はまだ決定していない。

##### *IAS 第24号 「関連当事者についての開示」*

2013年12月、IASBはIAS 第24号「関連当事者についての開示」の修正を承認した。これは関連当事者の定義に関し、報告事業体または報告事業体の親会社に対して重要な経営幹部としてのサービスを提供する個人または事業体を含むこととするものである。またこの修正では、関連当事者から重要な経営幹部としてのサービスに対して支払われる費用の開示も求められている。修正は2014年7月1日以降に始まる年度に実施される。ファンドは現在、これらの修正の適用がファンドの財務書類に与える影響を検討している。

#### b) 投資

##### (1) 分類

当ファンドは、持分証券およびデリバティブへの投資を「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」に分類している。

この区分には 2 つの下位区分が設けられている。売買目的の金融資産および負債と、開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産および負債である。

売買目的の金融資産および負債は、主に短期的な売却または買い戻しを目的として取得または発生するもの、あるいはポートフォリオの一部で、合同運用され、直近に短期的な利益獲得を実際に行なったパターンの証拠が認められる識別可能な金融投資を指す。すべてのデリバティブ資産および負債は売買目的として分類される。

開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産または負債は、売買目的として分類されていないものそのように運用されており、運用成績が公正価値評価される金融資産である。デリバティブ以外のすべての投資は、開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定されている。

## (2) 認識、認識の中止、測定

投資における通常売買取引は、約定日に認識される。約定日とは投資対象の売買契約を行なった日を指す。「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」は、当初公正価値にて認識される。

投資対象からのキャッシュフローを受け取る権利が消滅した時、または資産の所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転した時に、金融資産は認識を中止される。

当初認識後、損益を通じて公正価値評価されることを指定された取引目的のすべての金融資産または負債は、公正価値評価される。「損益を通じて公正価値評価される金融資産または負債」および「取引目的」区分の公正価値の変動による損益は、その変動が発生した期の「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産または負債に係る未実現利益の純変動額」および「デリバティブ資産または負債に係る未実現（損）益の純変動額」として、包括利益計算書の中でそれぞれ表示される。持分証券保有者についてのファンドの債務は、買い戻し額として表示される。その他の金融資産または負債は償却原価で測定される。

## (3) 見積公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者の間の秩序ある取引において資産を売却した場合に受領し、負債を移転する場合に支払うであろう価格である。活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値（公開市場で取引されるデリバティブおよび売買目的有価証券等）は報告日の取引終了時点における公表市場価格に基づく。ファンドの公正価値評価のためのインプットは、最終取引価格が売買スプレッドの間に入る場合には金融資産および金融負債の両方について最終取引市場価格を使用するように変更した。最終取引価格が売買スプレッドの間に入らない状況では、公正価値を最もよく代表している売買スプレッドの中の値を経営陣が決定する。

### c) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、かつ、差額決済を行なう意思がある場合、または資産の換金および負債の決済を同時に行なう場合、金融資産および金融負債は相殺され、純額が財政状態計算書に計上される。

2014年12月31日および2013年12月31日時点において、ファンドはマスター・ネットティング・アレンジメントの対象ではなく、そのため財務書類には、相殺した可能性のある金額または相殺した金額はなかった。

### d) ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金



ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金とは、財務報告日において約定はされているが、決済または受渡しが未済の有価証券売却に係る未収金および有価証券購入に係る未払金をいう。これらの額は、当初は公正価値によって認識され、その後は実効金利法を用いた償却原価から、ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金を差し引いた金額にて認識される。ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金は、対象ブローカーからの未収金を、ファンドが全額回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合に計上される。ブローカーが重大な財政的困難に陥っている、倒産もしくは財政的な会社整理の可能性がある、および債務不履行などの要因が見られる場合、ファンドが未収金の減損を引き当てる指標となる。

#### e) 未払費用

ファンドに直接帰属する費用は、発生主義で計上される。

#### f) 受益者に帰属する純資産

ファンドが発行する受益証券は受益者の選択により買戻可能である。修正後国際会計基準 (IAS) 第 32 号「金融商品：表示」に従い、受益証券は、以下の厳格な基準に適合していることにより資本として分類されてきた。

- 受益証券の受益者は純資産について比例配分で割り当てを受けること。
- 受益証券のクラスは1つのみであり、従って最も劣後するクラスであり本質的に同一であること。
- ファンドは、買戻しの義務以外には現金およびその他の金融資産を引渡すいかなる契約上の義務も有していないこと。
- 受益証券の残存期間中に予想されるキャッシュフロー合計額は実質的にファンドの損益に基づいていること。

受益証券の取引条件が変更され、修正後 IAS 第 32 号に定める厳格な基準に準拠するものでなくなった場合、受益証券は基準を満たさなくなった日から金融負債に分類が変更される。当該金融負債は、再分類の日に当該商品の公正価値で測定されることになる。当該株式商品の簿価と再分類の日の負債の公正価値との間の差異は、資本として認識されることになる。

受益証券はいつでも、当該受益証券に帰属するファンドの純資産価額の比例持分と同額の現金でファンドによる買戻しを受けることができる。受益者がファンドに対し受益証券買戻しの権利を行使した場合、財政状態計算書の日付において支払可能な額が受益証券の買戻額となる。

買戻しはファンドの受益証券 1 口当たり純資産価額を用いて行なわれる。この額は、評価日において利用可能な最新の取引価格による金融資産および負債の価値に基づくものである。受益証券は、受益者の選択により発行または買戻しが行なわれる。その際の価格は、発行または買戻し時点のファンドの受益証券 1 口当たり純資産価額に基づく。ファンドの受益証券 1 口当たり純資産価額は、受益者に帰属する純資産を発行済み受益証券口数で除して求められる。

#### g) 受取配当金

受取配当金は、支払金を受け取る権利が確定した時に認識される。

#### h) 為替先渡契約

為替先渡契約は、将来の日（当事者が合意した契約日から一定の期間後）に、契約時に設定された価格で特定の通貨を購入または売却することをファンドに義務付ける。ファンドは、ポートフォリオに含まれる特定通貨建て証券の円換算価値をヘッジするためにこのような取引を行なう。ヘッジには取引相手の債務不履行の可能性など特殊なリスクが伴い、対円で当該通貨の価値の予期せぬ変動による損失が発生する可能性もある。

ファンドが為替先渡契約を締結する場合、為替先渡契約の公正価値はゼロである。契約は原通貨の日々の為替レートで調整されるため、契約の公正価値は毎日変動する。ファンドが契約を締結した時に使用した為替レートと日々の調整に使用する為替レートの差は、決済日まで為替先渡契約に係る未実現損益として計上される。

為替先渡契約に係る（損）益は、包括利益計算書の中で「デリバティブ資産および負債に係る実現純利益」および「デリバティブ資産または負債に係る未実現（損）益」として表示される。

## i) 外貨建取引

### (1) 機能通貨および報告通貨

ファンドの購入および買戻しにおける単位通貨は、日本円である。ファンドの運用成績の評価および投資家への報告は日本円にて行なわれる。信託の評議委員会は、裏付けとなる取引、事象および状況による経済効果を最も正確に表示する通貨は日本円であるとしている。財務書類はファンドの機能通貨および報告通貨である日本円にて表示されている。

### (2) 取引および残高

外貨建取引は、取引日の一般的な為替レートにて機能通貨に換算される。外貨建資産および負債は、財務報告日における一般的な為替レートを用いて機能通貨に換算される。

現金ならびにその他の金融資産および負債に関する為替損益は、「外貨換算に係る実現純利益」および「外貨換算に係る未実現損失の純変動額」として包括利益計算書の中で表示される。

デリバティブ資産および負債に関する為替損益は、「デリバティブ資産および負債に係る実現純利益」ならびに「デリバティブ資産および負債に係る未実現（損）益の純変動額」として包括利益計算書の中で表示される。損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産または負債に関する為替損益は、「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る実現純利益」および「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現（損）益の純変動額」として、包括利益計算書の中で表示される。

## j) 現金

現金とは、手元現金と銀行預金である。

## k) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債を取得するために発生する費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払う手数料を含む。取引費用は発生時に費用として損益の中で直ちに認識される。

## 1) 税金

ファンドは実質的にすべてケイマン諸島を除く国々に国籍を有する事業体の発行する有価証券に投資する。これらの外国の多くには、ファンドのような非居住者に適用可能なキャピタルゲイン課税を示唆する税法が存在する。通常、これらのキャピタルゲイン課税は自己査定ベースで決定する必要があるため、ファンドのブローカーはそのような税金を源泉徴収しない可能性がある。

外国の税法が当該国を源泉とするファンドのキャピタルゲインについて税金債務を査定することを要求する可能性が高い場合、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」に従い、ファンドは、関係税務当局がすべての事実および状況を完全に把握していることを前提として、税金債務を認識する必要がある。その

場合、税金債務は、報告期間末日までに制定されたまたは実質的に制定された税法および税率を用いて、関係税務当局に支払義務があると予想される金額で測定される。制定された税法がオフショア投資ファンドに適用される方法に不確実性が存在する場合もある。そのため、最終的にファンドが税金債務を支払うか否かについて不確実性が発生する。従って、不確実な税金債務を測定する場合、経営者は支払いの可能性に影響を与え得るその時点で入手可能なすべての関係する事実および状況（関係税務当局の公式または非公式の慣行を含む）を検討する。

2014年12月31日現在、外国キャピタルゲイン課税に関して、ファンドは不確実な税金債務として261,937円（2013年度：376,507円）を測定した。これはファンドの最善の見積りであるが、見積価額が最終支払額と大幅に違う可能性がある。この金額は未払費用に含まれている。

### 3 公正価値情報

IFRS第7号「金融商品：開示」の修正に従い、ファンドは公正価値測定を、測定を行なう際に用いられたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて分類する。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- 活発な市場における同一の金融資産または負債に対する公表市場価格（無修正）（レベル1）
- レベル1に含まれる公表市場価格以外で、金融資産または負債に対して直接的に（つまり、市場価格として）または間接的に（つまり、市場価格から導出して）観察可能なインプット（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない金融資産または負債についてのインプット（つまり、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定を全体として分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、その全体としての公正価値測定に対して重要な最低レベルのインプットを基本として判定する。この判定のためには、インプットの重要性は、全体としての公正価値測定に照らして評価する。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づいた重要な修正を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、その測定はレベル3である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価には、判断が要求され、当該金融資産または金融負債に固有の要因を検討する必要がある。

何が「観察可能」なものに該当するかの判定には、マネージャーによる重大な判断が要求される。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼できかつ検証可能で、専有財産によるものではなく、かつ関係する市場に活発にかかわっている独立の情報源から提供されている市場データを、観察可能データと見なす。

以下の表は、2014年12月31日現在および2013年12月31日現在の公正価値で測定したファンドの金融資産および負債（クラス別）を公正価値ヒエラルキーに従って分析したものである。

#### 2014年12月31日現在

| 資産                                 | レベル1<br>¥     | レベル2<br>¥ | レベル3<br>¥ | 合計残高<br>¥     |
|------------------------------------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| <b>損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産</b> |               |           |           |               |
| 株式                                 | 1,555,160,825 | -         | -         | 1,555,160,825 |
| <b>売買目的保有金融資産</b>                  |               |           |           |               |
| 為替先渡                               | -             | 31,448    | -         | 31,448        |
| 損益を通じて公正価値評価される金融資産合計              | 1,555,160,825 | 31,448    | -         | 1,555,192,273 |
| <b>負債</b>                          |               |           |           |               |
| <b>売買目的保有金融負債</b>                  |               |           |           |               |
| 為替先渡                               | -             | (114,039) | -         | (114,039)     |
| 損益を通じて公正価値評価される金融負債合計              | -             | (114,039) | -         | (114,039)     |

2013年12月31日現在

| 資産                              | レベル1<br>¥     | レベル2<br>¥ | レベル3<br>¥ | 合計残高<br>¥     |
|---------------------------------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 損益を通じて公正価値評価されることを<br>指定された金融資産 |               |           |           |               |
| 株式                              | 1,834,546,853 | -         | -         | 1,834,546,853 |
| 損益を通じて公正価値評価される金融資<br>産合計       | 1,834,546,853 | -         | -         | 1,834,546,853 |

関連する有価証券またはデリバティブが活発に取引されており公表価格がある場合、公正価値はレベル1に分類される。レベル1に分類された金融商品がその後、活発に取引されなくなった場合、当該金融商品はレベル1から振り替えられる。その場合、その公正価値の測定に重要かつ観察不能なインプットの使用が必要な場合（その場合はレベル3に再分類される）を除き、当該金融商品はレベル1からレベル2に再分類される。

2014年12月31日および2013年12月31日に終了した会計期間において、ファンドはレベル1、レベル2、レベル3の再分類を一切行っていない。

価値が活発な市場での公表価格に基づき、従ってレベル1に分類される投資には、活発な取引がなされている株式が含まれる。ファンドは、これらの商品の公表市場価格を修正していない。

活発とは見なされていない市場で取引を行なっているが、公表市場価格、ディーラーによる相場、または観察可能なインプットに裏付けられた別の価格設定源に基づいて評価される金融商品はレベル2に分類される。これらの金融商品には、店頭デリバティブが含まれる。レベル2の投資には、活発な市場で取引されていない、および／または譲渡制限の対象となっているポジションが含まれるため、評価は流動性および／または譲渡性を反映して修正される場合があり、一般には入手可能な市場情報に基づいている。

取引の頻度が低いため、レベル3に分類される投資のインプットは重要かつ観察不能である。これらの証券には観察可能な価格が利用できないため、ファンドは公正価値を導出するための評価方法を使用する。ファンドは2014年および2013年の12月31日時点においてレベル3に分類される投資を保有していない。

SAM ウォーター ファンド  
未監査投資明細表  
2014年12月31日現在  
(日本円で表示)

2014年12月31日現在の投資明細表は、以下の通りである。

| 株式数     | 銘柄                             | 取得原価              | 公正価値              | 純資産<br>に対する割合<br>(%) |
|---------|--------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
|         | <b>普通株式</b>                    |                   |                   |                      |
|         | <b>一般消費財</b>                   |                   |                   |                      |
| 223     | Fischer (Georg) Reg            | 10,879,087        | 16,924,785        | 1.1 %                |
| 28,000  | Haier Electronics Group Co Ltd | 7,083,702         | 8,025,931         | 0.5                  |
| 12,000  | Sekisui Chemical Co Ltd        | 10,737,484        | 17,460,000        | 1.1                  |
|         |                                | <b>28,700,273</b> | <b>42,410,716</b> | <b>2.7 %</b>         |
|         | <b>非景気循環型消費財</b>               |                   |                   |                      |
| 4,433   | Applus Services SA             | 7,076,294         | 5,884,686         | 0.4 %                |
| 110,000 | Chaoda Modern Agriculture      | 1,660,119         | 369,277           | 0.0                  |
| 23,645  | Exova Group PLC                | 8,883,863         | 7,072,552         | 0.5                  |
| 12,360  | Homeserve Plc                  | 3,833,225         | 7,777,669         | 0.5                  |
|         |                                | <b>21,453,501</b> | <b>21,104,184</b> | <b>1.4 %</b>         |
|         | <b>一般事業</b>                    |                   |                   |                      |
| 2,950   | Aalberts Industries Nv         | 8,509,503         | 10,500,562        | 0.7 %                |
| 2,347   | AECOM                          | 8,314,079         | 8,545,923         | 0.5                  |
| 5,193   | Agilent Technologies Inc       | 24,318,554        | 25,489,848        | 1.6                  |
| 20,242  | ALS LTD                        | 12,129,644        | 10,665,172        | 0.7                  |
| 10,915  | Amiad Water Systems Ltd        | 5,166,802         | 2,356,800         | 0.2                  |
| 2,475   | Arcadis Nv                     | 6,961,643         | 8,951,626         | 0.6                  |
| 5,400   | Asahi Holdings Inc             | 9,585,168         | 10,054,800        | 0.6                  |
| 152,000 | Beijing Enterprises Water Gr   | 3,878,821         | 12,384,597        | 0.8                  |
| 1,352   | Boskalis Westminster           | 7,366,445         | 8,914,870         | 0.6                  |
| 7,641   | Calgon Carbon Corp             | 12,443,376        | 19,036,927        | 1.2                  |
| 26,865  | Cardno Ltd                     | 13,685,919        | 9,014,738         | 0.6                  |
| 148,000 | China Everbright Intl Ltd      | 17,304,320        | 26,634,366        | 1.7                  |
| 139,000 | China Lesso Group Holdings Ltd | 6,551,774         | 8,166,314         | 0.5                  |
| 1,320   | Coway Co Ltd                   | 7,649,029         | 12,123,559        | 0.8                  |
| 8,850   | Danaher Corp                   | 52,926,087        | 90,944,378        | 5.7                  |
| 25,000  | Ebara Corp                     | 15,507,750        | 12,425,000        | 0.8                  |
| 2,548   | Flowserve Corp                 | 17,500,800        | 18,277,615        | 1.2                  |
| 711     | Geberit Ag Reg                 | 23,753,930        | 29,031,375        | 1.8                  |
| 12,992  | Halma Plc                      | 8,142,416         | 16,698,042        | 1.1                  |
| 2,900   | Horiba Ltd                     | 10,709,089        | 11,643,500        | 0.7                  |
| 2,236   | Iindex Corp                    | 13,725,369        | 20,867,754        | 1.3                  |
| 9,241   | IMI PLC                        | 18,609,329        | 21,819,217        | 1.4                  |
| 1,202   | Koninklijke Ten Cate NV        | 3,381,360         | 3,259,254         | 0.2                  |
| 6,000   | Kubota Corp                    | 9,170,975         | 10,566,000        | 0.7                  |
| 4,100   | Kurita Water Industries Ltd    | 9,591,462         | 10,344,300        | 0.7                  |
| 2,239   | Newalta Corp                   | 3,023,865         | 4,088,382         | 0.3                  |
| 14,907  | Outotec OYJ                    | 13,554,570        | 9,485,567         | 0.6                  |
| 1,436   | Pall Corp                      | 16,534,487        | 17,425,248        | 1.1                  |
| 862     | Parker Hannifin Corp           | 10,063,016        | 13,326,917        | 0.8                  |
| 6,100   | Pentair PLC                    | 37,268,379        | 48,576,900        | 3.1                  |
| 5,378   | PerkinElmer Inc                | 19,788,368        | 28,196,900        | 1.8                  |
| 13,715  | Polypipe Group plc             | 5,708,449         | 6,358,641         | 0.4                  |
| 3,630   | Republic Services Inc          | 12,182,667        | 17,517,560        | 1.1                  |
| 3,478   | Rexnord Corp                   | 9,137,797         | 11,763,424        | 0.7                  |
| 3,072   | Rotork PLC                     | 14,563,952        | 13,358,195        | 0.8                  |
| 3,529   | Sealed Air Corp                | 10,983,905        | 17,952,535        | 1.1                  |
| 24,000  | Sembcorp Industries Ltd        | 10,210,384        | 9,663,260         | 0.6                  |

|         |                                      |                      |                      |               |
|---------|--------------------------------------|----------------------|----------------------|---------------|
| 5,800   | Smith (A.O.) Corp                    | 27,881,803           | 39,227,008           | 2.5           |
| 37,000  | Sound Global Ltd                     | 3,479,980            | 5,159,836            | 0.3           |
| 1,373   | SPX Corp                             | 13,625,107           | 14,143,793           | 0.9           |
| 2,611   | Stantec Inc                          | 9,175,420            | 8,629,876            | 0.5           |
| 1,137   | Sulzer Ag Reg                        | 13,640,645           | 14,542,330           | 0.9           |
| 5,064   | Tetra Tech Inc                       | 12,990,125           | 16,210,860           | 1.0           |
| 2,330   | Thermo Fisher Scientific Inc         | 28,638,375           | 35,000,433           | 2.2           |
| 11,813  | Tox Free Solutions Ltd               | 3,835,807            | 2,758,528            | 0.2           |
| 4,204   | Trimble Navigation Ltd               | 14,350,597           | 13,377,185           | 0.8           |
| 2,340   | Waste Management Inc                 | 10,161,497           | 14,398,047           | 0.9           |
| 2,445   | Waters Corp                          | 25,529,376           | 33,043,111           | 2.1           |
| 3,691   | Weir Group PLC                       | 13,683,902           | 12,772,247           | 0.8           |
| 11,500  | Xylem Inc                            | 35,926,292           | 52,490,633           | 3.3           |
|         |                                      | <b>702,822,409</b>   | <b>878,183,953</b>   | <b>55.5</b> % |
|         | <b>公益事業</b>                          |                      |                      |               |
| 1,398   | American States Water Co             | 4,181,339            | 6,312,314            | 0.4           |
| 11,825  | American Water Works Co Inc          | 50,756,760           | 75,566,525           | 4.8           |
| 12,604  | Aqua America Inc                     | 29,568,381           | 40,347,883           | 2.5           |
| 5,574   | California Water Service Grp         | 10,872,474           | 16,446,734           | 1.0           |
| 14,400  | Cia Saneamento Minas Gerais          | 18,754,023           | 16,354,288           | 1.0           |
| 4,773   | Consolidated Water Co Ltd            | 5,455,130            | 6,111,725            | 0.5           |
| 31,500  | Grupo Rotoplas SAB de CV             | 7,480,231            | 7,722,622            | 0.5           |
| 204,000 | Guangdong Investment Ltd             | 18,190,260           | 31,792,038           | 2.0           |
| 231,700 | Manila Water Company                 | 12,668,283           | 18,009,512           | 1.1           |
| 808,000 | Metro Pacific Investments Co         | 8,379,068            | 9,962,013            | 0.6           |
| 21,933  | Pennon Group Plc                     | 21,412,073           | 37,702,195           | 2.4           |
| 20,730  | Severn Trent Plc                     | 57,329,559           | 77,740,455           | 4.9           |
| 35,614  | Suez Environnement Co                | 52,788,790           | 74,583,368           | 4.7           |
| 86,800  | TTW PCL                              | 2,148,987            | 3,669,297            | 0.2           |
| 47,049  | United Utilities Group Plc           | 58,657,795           | 80,568,025           | 5.1           |
| 33,600  | Veolia Environnement                 | 50,508,889           | 71,925,508           | 4.5           |
|         |                                      | <b>409,152,042</b>   | <b>574,814,502</b>   | <b>36.2</b> % |
|         | <b>普通株式合計</b>                        | <b>1,162,128,225</b> | <b>1,516,513,355</b> | <b>95.8</b> % |
|         | <b>優先株式</b>                          |                      |                      |               |
|         | <b>非景気循環型消費財</b>                     |                      |                      |               |
| 2,370   | Henkel AG & Co KGaA                  | 28,271,515           | 30,745,918           | 1.9           |
|         |                                      | <b>28,271,515</b>    | <b>30,745,918</b>    | <b>1.9</b>    |
|         | <b>一般事業</b>                          |                      |                      |               |
| 129     | Ksb Ag Vorzug                        | 7,831,404            | 7,901,552            | 0.5           |
|         |                                      | <b>7,831,404</b>     | <b>7,901,552</b>     | <b>0.5</b> %  |
|         | <b>優先株合計</b>                         | <b>36,102,919</b>    | <b>38,647,470</b>    | <b>2.4</b> %  |
|         | <b>損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産合計</b> | <b>1,198,231,144</b> | <b>1,555,160,825</b> | <b>98.2</b> % |
|         | <b>デリバティブ資産</b>                      |                      |                      |               |
|         | 為替先渡                                 |                      | 31,448               | 0.0           |
|         | <b>デリバティブ資産合計</b>                    |                      | <b>31,448</b>        | <b>0.0</b>    |
|         | <b>デリバティブ負債</b>                      |                      |                      |               |
|         | 為替先渡                                 |                      | (114,039)            | (0.0)         |
|         | <b>デリバティブ負債合計</b>                    |                      | <b>(114,039)</b>     | <b>(0.0)</b>  |

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

|              | 平成 27 年 6 月 15 日現在 | 平成 28 年 6 月 15 日現在 |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部         |                    |                    |
| 流動資産         |                    |                    |
| コール・ローン      | 28,347,163         | 53,243,364         |
| 国債証券         | 69,999,570         | 10,000,000         |
| 未収利息         | 43                 | -                  |
| 流動資産合計       | 98,346,776         | 63,243,364         |
| 資産合計         | 98,346,776         | 63,243,364         |
| 負債の部         |                    |                    |
| 流動負債         |                    |                    |
| 未払解約金        | 972,862            | 144,883            |
| 未払利息         | -                  | 69                 |
| 流動負債合計       | 972,862            | 144,952            |
| 負債合計         | 972,862            | 144,952            |
| 純資産の部        |                    |                    |
| 元本等          |                    |                    |
| 元本           | 95,754,009         | 62,045,843         |
| 剰余金          |                    |                    |
| 剰余金又は欠損金 (△) | 1,619,905          | 1,052,569          |
| 元本等合計        | 97,373,914         | 63,098,412         |
| 純資産合計        | 97,373,914         | 63,098,412         |
| 負債純資産合計      | 98,346,776         | 63,243,364         |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br/>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br/>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br/>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(貸借対照表に関する注記)

|    |                               | 平成 27 年 6 月 15 日現在 | 平成 28 年 6 月 15 日現在 |
|----|-------------------------------|--------------------|--------------------|
| 1. | 期首                            | 平成 26 年 6 月 17 日   | 平成 27 年 6 月 16 日   |
|    | 期首元本額                         | 125,009,979 円      | 95,754,009 円       |
|    | 期首からの追加設定元本額                  | 11,138,900 円       | 10,332,394 円       |
|    | 期首からの一部解約元本額                  | 40,394,870 円       | 44,040,560 円       |
|    | 元本の内訳 ※                       |                    |                    |
|    | ピムコ・ハイイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし） | 9,619,422 円        | 6,995,186 円        |
|    | ピムコ・ハイイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり） | 1,104,866 円        | 952,012 円          |
|    | 働くサイフ                         | 1,168,374 円        | 1,120,196 円        |
|    | 世界のサイフ                        | 70,084,204 円       | 44,169,871 円       |
|    | グローバル ウォーター ファンド              | 1,169,045 円        | 866,524 円          |
|    | グローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）       | 10,460,923 円       | 6,774,419 円        |
|    | 世界のサイフ（資産成長型）                 | 390,298 円          | 254,993 円          |
|    | 日興インフレ戦略ファンド（毎月分配型）           | 736,167 円          | 345,939 円          |
|    | 日興インフレ戦略ファンド（資産成長型）           | 1,020,710 円        | 566,703 円          |
| 計  | 95,754,009 円                  | 62,045,843 円       |                    |
| 2. | 受益権の総数                        | 95,754,009 口       | 62,045,843 口       |

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

|                       | 自 平成 26 年 6 月 17 日<br>至 平成 27 年 6 月 15 日                                                                     | 自 平成 27 年 6 月 16 日<br>至 平成 28 年 6 月 15 日 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                         | 同左                                       |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オブ | 同左                                       |



|                |                                                                                                             |    |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                | ション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 |    |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。                                           | 同左 |

## II 金融商品の時価等に関する事項

|                         | 平成 27 年 6 月 15 日現在                                                                                                                                                          | 平成 28 年 6 月 15 日現在                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                         | 同左                                                       |
| 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券<br>同左<br>(2)デリバティブ取引<br>同左<br>(3)上記以外の金融商品<br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                       | 同左                                                       |

(有価証券に関する注記)

(平成 27 年 6 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類   | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|
| 国債証券 | 1,240             |
| 合計   | 1,240             |

(平成 28 年 6 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類   | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|-------------------|
| 国債証券 | 0                 |
| 合計   | 0                 |

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| 平成 27 年 6 月 15 日現在 |            | 平成 28 年 6 月 15 日現在 |            |
|--------------------|------------|--------------------|------------|
| 1 口当たり純資産額         | 1.0169 円   | 1 口当たり純資産額         | 1.0170 円   |
| (1 万口当たり純資産額)      | (10,169 円) | (1 万口当たり純資産額)      | (10,170 円) |

## 附属明細表

### 第 1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類   | 銘柄              | 券面総額       | 評価額        | 備考 |
|------|-----------------|------------|------------|----|
| 国債証券 | 第 5 8 1 回国庫短期証券 | 10,000,000 | 10,000,000 |    |
| 合計   |                 | 10,000,000 | 10,000,000 |    |

### 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(平成 28 年 6 月 16 日から平成 28 年 12 月 15 日まで)の中間財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 1 月 18 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 光 夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 村 和 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル ウォーター ファンドの平成 28 年 6 月 16 日から平成 28 年 12 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル ウォーター ファンドの平成 28 年 12 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 28 年 6 月 16 日から平成 28 年 12 月 15 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【グローバル ウォーター ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

|                  | 前計算期間末<br>平成 28 年 6 月 15 日現在 | 当中間計算期間末<br>平成 28 年 12 月 15 日現在 |
|------------------|------------------------------|---------------------------------|
| <b>資産の部</b>      |                              |                                 |
| 流動資産             |                              |                                 |
| コール・ローン          | 32,660,263                   | 41,430,869                      |
| 投資信託受益証券         | 824,320,161                  | 816,923,224                     |
| 親投資信託受益証券        | 881,254                      | 785,407                         |
| 未収入金             | -                            | 6,654,076                       |
| 流動資産合計           | 857,861,678                  | 865,793,576                     |
| 資産合計             | 857,861,678                  | 865,793,576                     |
| <b>負債の部</b>      |                              |                                 |
| 流動負債             |                              |                                 |
| 未払解約金            | -                            | 14,414,100                      |
| 未払受託者報酬          | 241,972                      | 226,864                         |
| 未払委託者報酬          | 4,598,648                    | 4,311,455                       |
| 未払利息             | 42                           | 29                              |
| その他未払費用          | 926,412                      | 420,068                         |
| 流動負債合計           | 5,767,074                    | 19,372,516                      |
| 負債合計             | 5,767,074                    | 19,372,516                      |
| <b>純資産の部</b>     |                              |                                 |
| 元本等              |                              |                                 |
| 元本               | 917,006,762                  | 840,853,995                     |
| 剰余金              |                              |                                 |
| 中間剰余金又は中間欠損金 (△) | △64,912,158                  | 5,567,065                       |
| (分配準備積立金)        | 197,224,362                  | 177,743,383                     |
| 元本等合計            | 852,094,604                  | 846,421,060                     |
| 純資産合計            | 852,094,604                  | 846,421,060                     |
| 負債純資産合計          | 857,861,678                  | 865,793,576                     |

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                            | 前中間計算期間 |                                       | 当中間計算期間 |                                       |
|--------------------------------------------|---------|---------------------------------------|---------|---------------------------------------|
|                                            | 自<br>至  | 平成 27 年 6 月 16 日<br>平成 27 年 12 月 15 日 | 自<br>至  | 平成 28 年 6 月 16 日<br>平成 28 年 12 月 15 日 |
| <b>営業収益</b>                                |         |                                       |         |                                       |
| 受取利息                                       |         | 10,609                                |         | 37                                    |
| 有価証券売買等損益                                  |         | △84,083,360                           |         | 72,381,069                            |
| 営業収益合計                                     |         | △84,072,751                           |         | 72,381,106                            |
| <b>営業費用</b>                                |         |                                       |         |                                       |
| 支払利息                                       |         | -                                     |         | 5,534                                 |
| 受託者報酬                                      |         | 279,220                               |         | 226,864                               |
| 委託者報酬                                      |         | 5,306,402                             |         | 4,311,455                             |
| その他費用                                      |         | 441,104                               |         | 420,068                               |
| 営業費用合計                                     |         | 6,026,726                             |         | 4,963,921                             |
| 営業利益又は営業損失 (△)                             |         | △90,099,477                           |         | 67,417,185                            |
| 経常利益又は経常損失 (△)                             |         | △90,099,477                           |         | 67,417,185                            |
| 中間純利益又は中間純損失 (△)                           |         | △90,099,477                           |         | 67,417,185                            |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△) |         | △7,963,197                            |         | 2,589,730                             |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                           |         | 91,806,302                            |         | △64,912,158                           |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                             |         | 331,879                               |         | 6,466,737                             |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    |         | -                                     |         | 6,466,737                             |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    |         | 331,879                               |         | -                                     |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                             |         | 12,944,722                            |         | 814,969                               |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    |         | 12,944,722                            |         | -                                     |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    |         | -                                     |         | 814,969                               |
| 分配金                                        |         | -                                     |         | -                                     |
| 中間剰余金又は中間欠損金 (△)                           |         | △2,942,821                            |         | 5,567,065                             |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                 |                                                                                                    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br>親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

(中間貸借対照表に関する注記)

|    |                                  | 前計算期間末<br>平成 28 年 6 月 15 日現在 | 当中間計算期間末<br>平成 28 年 12 月 15 日現在 |
|----|----------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 1. | 期首元本額                            | 1,086,935,958 円              | 917,006,762 円                   |
|    | 期中追加設定元本額                        | 50,871,097 円                 | 15,319,429 円                    |
|    | 期中一部解約元本額                        | 220,800,293 円                | 91,472,196 円                    |
| 2. | 受益権の総数                           | 917,006,762 口                | 840,853,995 口                   |
| 3. | 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 64,912,158 円                 | — 円                             |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前中間計算期間<br>自 平成 27 年 6 月 16 日<br>至 平成 27 年 12 月 15 日 | 当中間計算期間<br>自 平成 28 年 6 月 16 日<br>至 平成 28 年 12 月 15 日 |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 該当事項はありません。                                          | 該当事項はありません。                                          |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

|                         | 前計算期間末<br>平成 28 年 6 月 15 日現在                                                                                                                                                | 当中間計算期間末<br>平成 28 年 12 月 15 日現在                          |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額     | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                         | 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。              |
| 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券<br>同左<br>(2)デリバティブ取引<br>同左<br>(3)上記以外の金融商品<br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                       | 同左                                                       |

(1口当たり情報)

|              | 前計算期間末<br>平成 28 年 6 月 15 日現在 | 当中間計算期間末<br>平成 28 年 12 月 15 日現在 |
|--------------|------------------------------|---------------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 0.9292 円                     | 1.0066 円                        |
| (1万口当たり純資産額) | (9,292 円)                    | (10,066 円)                      |

当ファンドは、「SAM ウォーター ファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。



## SAM ウォーター ファンド

同投資信託はケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「財政状態計算書」およびそれに続く「包括利益計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した平成27年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

SAM ウォーター ファンド

財政状態計算書

2015年12月31日現在

(日本円で表示)

|                                                                                                   | 2015年<br>日本円         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <b>資産</b>                                                                                         |                      |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産                                                                       | 951,944,027          |
| 現金                                                                                                | 39,034,501           |
| ブローカーからの未収金                                                                                       | 4,926,298            |
| 売却された受益証券に係る未収金                                                                                   | 3,800,843            |
| 未収配当金                                                                                             | 1,821,894            |
| <b>資産合計</b>                                                                                       | <u>1,001,527,563</u> |
| <b>負債</b>                                                                                         |                      |
| 受益証券買戻未払金                                                                                         | 1,352,940            |
| 未払費用                                                                                              | 11,193,564           |
| ブローカーへの未払金                                                                                        | 861,726              |
| <b>負債合計</b>                                                                                       | <u>13,408,230</u>    |
| <b>受益者に帰属する純資産</b>                                                                                | <u>988,119,333</u>   |
| <b>資本および負債合計</b>                                                                                  | <u>1,001,527,563</u> |
| <b>受益証券 1 口当たり純資産価額</b> - 発行済受益証券 885,581,889 口 (2014 年<br>度 : 1,401,005,433 口) の 1 口当たり発行および買戻価格 | <u>1.12</u>          |

添付の注記参照

SAM ウォーター ファンド  
 包括利益計算書  
 2015年12月31日に終了した年度

(日本円で表示)

|                                          | 2015年<br>日本円  |
|------------------------------------------|---------------|
| <b>収益</b>                                |               |
| 受取配当金                                    | 26,224,616    |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る実現純利益      | 275,499,701   |
| 外貨換算に係る実現純(損)益                           | (98,857)      |
| デリバティブ資産および負債に係る実現純利益                    | 150,561       |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現損失の純変動額 | (266,206,119) |
| 外貨換算に係る未実現損失の純変動額                        | (456,980)     |
| デリバティブ資産および負債に係る未実現(損)益の純変動額             | 82,591        |
| <b>純益合計</b>                              | 35,195,513    |
| <b>費用</b>                                |               |
| 保管および管理手数料                               | 13,197,225    |
| 運用報酬                                     | 6,110,510     |
| 専門家報酬                                    | 5,953,782     |
| 登録機関報酬                                   | 3,618,537     |
| 受託者報酬                                    | 3,618,537     |
| 取引費用                                     | 1,031,566     |
| その他費用                                    | 857,075       |
| <b>費用合計</b>                              | 34,387,232    |
| <b>税引前包括利益合計</b>                         | 808,281       |
| 源泉徴収税                                    | (4,444,525)   |
| キャピタルゲイン税                                | (67,444)      |
| <b>包括利益(損失)合計</b>                        | (3,703,688)   |

添付の注記参照

SAM ウォーター ファンド  
 キャッシュフロー計算書  
 2015年12月31日に終了した年度

(日本円で表示)

|                                              | 2015年<br>日本円  |
|----------------------------------------------|---------------|
| <b>運用活動によるキャッシュフロー</b>                       |               |
| 包括利益（損失）                                     | (3,703,688)   |
| 運用活動で得た現金純額への包括利益（損失）の調整                     |               |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産の購入               | (497,807,158) |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産の売却からの手<br>取金     | 1,110,192,336 |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現損<br>失の純変動額 | 266,206,119   |
| 外国通貨に係る未実現損失の純変動額                            | 456,980       |
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る実現純利<br>益      | (275,374,499) |
| ブローカーからの未収金の減少額                              | 6,882,239     |
| 未収配当金減少額                                     | 1,437,425     |
| デリバティブ資産の減少（増加）額                             | 31,448        |
| ブローカーへの未払金の減少額                               | (3,463,147)   |
| デリバティブ負債の増加（減少）額                             | (114,039)     |
| 未払費用の増加額                                     | 968,026       |
|                                              | <hr/>         |
| 運用活動で得た現金純額                                  | 605,712,042   |
|                                              | <hr/>         |
| <b>財務活動によるキャッシュフロー</b>                       |               |
| 受益証券発行からの手取金                                 | 20,517,534    |
| 受益証券買戻しに係る支払金                                | (621,126,337) |
|                                              | <hr/>         |
| 財務活動で使用した現金純額                                | (600,608,803) |
|                                              | <hr/>         |
| 外国通貨に係る未実現損失の純変動額                            | (456,980)     |
|                                              | <hr/>         |
| <b>現金の純増加額</b>                               | 4,646,259     |
| 期首現金                                         | 34,388,242    |
| 期末現金                                         | 39,034,501    |
|                                              | <hr/> <hr/>   |
| <b>補足情報</b>                                  |               |
| 受取配当金（源泉税控除後）                                | 23,217,516    |

添付の注記参照

## SAM ウォーター ファンド

### 財務諸表に対する注記

2015年12月31日現在

#### 重要な会計方針の要約

これらの財務書類の作成に際して適用された重要な会計方針を以下に示す。これらの方針は、別段の記載がない限り、表示されているすべての年に対して一貫して適用されている。

#### 作成基準

SAM ウォーター ファンド（以下「ファンド」という）の財務書類は国際財務報告基準（以下「IFRS」という）に準拠して作成されている。財務書類は取得原価主義に基づいて作成されており、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む）を再評価することにより、修正される。

IFRS に準拠した財務書類の作成に際し、経営者は、財務報告日現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、また報告期間における収益および費用の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うよう要求されている。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

以下は、重要な会計方針の要約である。

#### a) 新たな会計基準および既存の基準に対する修正

以下の新しい基準および解釈はまだ実施されておらず、ファンドは適用していない。

##### IFRS 第9号「金融商品」

IFRS 第9号「金融商品」の最終規則は2014年7月に国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、IAS 第39号「金融商品：認識および測定」の代替となるものである。IFRS 第9号によって、分類および測定について単一の、先を見通した「予想損失」減損モデルが導入され、ヘッジ会計のアプローチが大きく変更された。金融資産の分類を決定するための新たな単一の、原則に基づくアプローチは、当該資産が有するキャッシュフローの特性とビジネスモデルによって決定される。また、新たなモデルによってあらゆる金融商品に単一の減損モデルが適用されることとなる。このモデルでは、予想貸倒損失を適時に認識することが求められる。さらに、公正価値評価を選択した負債を測定する際の、事業体自体の信用リスクに関する変更も含まれており、これによって、当該負債に関して事業体自体の信用リスク悪化によってもたらされる利益はもはや損益で認識されなくなる。IFRS 第9号は2018年1月1日以降に始まる年度に実施されるが、早期の適用も可能である。さらに、事業体自体の信用リスクの変更は金融商品の会計について他の点を変更することなく分離して早期適用することが可能である。ファンドはIFRS 第9号の影響について評価の途上であり、新しい基準を採用する時期はまだ決定していない。

#### b) 投資

##### (1) 分類

当ファンドは、持分証券およびデリバティブへの投資を「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」に分類している。

この区分には2つの下位区分が設けられている。売買目的の金融資産および負債と、開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産および負債である。

売買目的の金融資産および負債は、主に短期的な売却または買戻しを目的として取得または発生するもの、あるいはポートフォリオの一部で、合同運用され、直近に短期的な利益獲得を実際に行ったパターンの証

拠が認められる識別可能な金融投資を指す。すべてのデリバティブ資産および負債は売買目的として分類される。

開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産または負債は、売買目的として分類されていないもののように運用されており、運用成績が公正価値評価される金融資産である。デリバティブ以外のすべての投資は、開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定されている。

## (2) 認識、認識の中止、測定

投資における通常売買取引は、約定日に認識される。約定日とは投資対象の売買契約を行った日を指す。「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」は、当初公正価値にて認識される。

投資対象からのキャッシュフローを受け取る権利が消滅した時、または資産の所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転した時に、金融資産は認識を中止される。

当初認識後、損益を通じて公正価値評価されることを指定された取引目的のすべての金融資産または負債は、公正価値評価される。「損益を通じて公正価値評価される金融資産または負債」および「取引目的」区分の公正価値の変動による損益は、その変動が発生した期の「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産または負債に係る未実現利益の純変動額」および「デリバティブ資産または負債に係る未実現（損）益の純変動額」として、包括利益計算書の中でそれぞれ表示される。持分証券保有者についてのファンドの債務は、買戻し額として表示される。その他の金融資産または負債は償却原価で測定される。

## (3) 見積公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者の間の秩序ある取引において資産を売却した場合に受領し、負債を移転する場合に支払うであろう価格である。活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値（公開市場で取引されるデリバティブおよび売買目的有価証券等）は報告日の取引終了時点における公表市場価格に基づく。ファンドの公正価値評価のためのインプットは、最終取引価格が売買スプレッドの間に入る場合には金融資産および金融負債の両方について最終取引市場価格を使用するように変更した。最終取引価格が売買スプレッドの間に入らない状況では、公正価値を最もよく代表している売買スプレッドの中の値を経営陣が決定する。

## c) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、かつ、差額決済を行う意思がある場合、または資産の換金および負債の決済を同時に行う場合、金融資産および金融負債は相殺され、純額が財政状態計算書に計上される。

2015年12月31日および2014年12月31日時点において、ファンドはマスター・ネットティング・アレンジメントの対象ではなく、そのため財務書類には、相殺した可能性のある金額または相殺した金額はなかった。

## d) ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金とは、財務報告日において約定はされているが、決済または受渡しが未済の有価証券売却に係る未収金および有価証券購入に係る未払金をいう。これらの額は、当初は公正価値によって認識され、その後は実効金利法を用いた償却原価から、ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金を差し引いた金額にて認識される。ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金は、対象ブローカーからの未収金を、ファンドが全額回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合に計上される。ブローカーが重大な財政的困難に陥っている、倒産もしくは財政的な会社整理の可能性があり、および債務不履行などの要因が見られる場合、ファンドが未収金の減損を引き当てる指標となる。

#### e) 未払費用

ファンドに直接帰属する費用は、発生主義で計上される。

#### f) 受益者に帰属する純資産

ファンドが発行する受益証券は受益者の選択により買戻可能である。修正後国際会計基準（IAS）第 32 号「金融商品：表示」に従い、受益証券は、以下の厳格な基準に適合していることにより資本として分類されてきた。

- ・ 受益証券の受益者は純資産について比例配分で割り当てを受けること。
- ・ 受益証券のクラスは1つのみであり、従って最も劣後するクラスであり本質的に同一であること。
- ・ ファンドは、買戻しの義務以外には現金およびその他の金融資産を引き渡すいかなる契約上の義務も有していないこと。
- ・ 受益証券の残存期間中に予想されるキャッシュフロー合計額は実質的にファンドの損益に基づいていること。

受益証券の取引条件が変更され、修正後 IAS 第 32 号に定める厳格な基準に準拠するものでなくなった場合、受益証券は基準を満たさなくなった日から金融負債に分類が変更される。当該金融負債は、再分類の日に当該商品の公正価値で測定されることになる。当該株式商品の簿価と再分類の日の負債の公正価値との間の差異は、資本として認識されることになる。

受益証券はいつでも、当該受益証券に帰属するファンドの純資産価額の比例持分と同額の現金でファンドによる買戻しを受けることができる。受益者がファンドに対し受益証券買戻しの権利を行使した場合、財政状態計算書の日付において支払可能な額が受益証券の買戻額となる。

買戻しはファンドの受益証券 1 口当たり純資産価額を用いて行われる。この額は、評価日において利用可能な最新の取引価格による金融資産および負債の価値に基づくものである。受益証券は、受益者の選択により発行または買戻しが行われる。その際の価格は、発行または買戻し時点のファンドの受益証券 1 口当たり純資産価額に基づく。ファンドの受益証券 1 口当たり純資産価額は、受益者に帰属する純資産を発行済受益証券口数で除して求められる。

#### g) 受取配当金

受取配当金は、支払金を受け取る権利が確定した時に認識される。

#### h) 為替先渡契約

為替先渡契約は、将来の日（当事者が合意した契約日から一定の期間後）に、契約時に設定された価格で特定の通貨を購入または売却することをファンドに義務付ける。ファンドは、ポートフォリオに含まれる特定通貨建て証券の円換算価値をヘッジするためにこのような取引を行う。ヘッジには取引相手の債務不履行の可能性など特殊なリスクが伴い、対円での該当通貨の価値の予期せぬ変動による損失が発生する可能性もある。

ファンドが為替先渡契約を締結する場合、為替先渡契約の公正価値はゼロである。契約は原通貨の日々の為替レートで調整されるため、契約の公正価値は毎日変動する。ファンドが契約を締結した時に使用した為替レートと日々の調整に使用する為替レートの差は、決済日まで為替先渡契約に係る未実現損益として計上される。

為替先渡契約に係る（損）益は、包括利益計算書の中で「デリバティブ資産および負債に係る実現純利益」および「デリバティブ資産または負債に係る未実現（損）益」として表示される。

## i) 外貨建取引

### (1) 機能通貨および報告通貨

ファンドの購入および買戻しにおける単位通貨は、日本円である。ファンドの運用成績の評価および投資家への報告は日本円にて行われる。信託の評議委員会は、裏付けとなる取引、事象および状況による経済効果を最も正確に表示する通貨は日本円であるとしている。財務書類はファンドの機能通貨および報告通貨である日本円にて表示されている。

### (2) 取引および残高

外貨建取引は、取引日の一般的な為替レートにて機能通貨に換算される。外貨建資産および負債は、財務報告日における一般的な為替レートを用いて機能通貨に換算される。

現金ならびにその他の金融資産および負債に関する為替損益は、「外貨換算に係る実現純（損）益」および「外貨換算に係る未実現損失の純変動額」として包括利益計算書の中で表示される。

デリバティブ資産および負債に関する為替損益は、「デリバティブ資産および負債に係る実現純利益」ならびに「デリバティブ資産および負債に係る未実現（損）益の純変動額」として包括利益計算書の中で表示される。損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に関する為替損益は、「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る実現純利益」および「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現損失の純変動額」として、包括利益計算書の中で表示される。

## j) 現金

現金とは、手元現金と銀行預金である。

## k) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債を取得するために発生する費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払う手数料を含む。取引費用は発生時に費用として損益の中で直ちに認識される。

## l) 税金

ファンドは実質的にすべてケイマン諸島を除く国々に国籍を有する事業体の発行する有価証券に投資する。これらの外国の多くには、ファンドのような非居住者に適用可能なキャピタルゲイン課税を示唆する税法が存在する。通常、これらのキャピタルゲイン課税は自己査定ベースで決定する必要があるため、ファンドのブローカーはそのような税金を源泉徴収しない可能性がある。

外国の税法が当該国を源泉とするファンドのキャピタルゲインについて税金債務を査定することを要求する可能性が高い場合、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」に従い、ファンドは、関係税務当局がすべての事実および状況を完全に把握していることを前提として、税金債務を認識する必要がある。その場合、税金債務は、報告期間末日までに制定されたまたは実質的に制定された税法および税率を用いて、関係税務当局に支払義務があると予想される金額で測定される。制定された税法がオフショア投資ファンドに適用される方法に不確実性が存在する場合もある。そのため、最終的にファンドが税金債務を支払うか否かについて不確実性が発生する。従って、不確実な税金債務を測定する場合、経営者は支払いの可能性に影響を与え得るその時点で入手可能なすべての関係する事実および状況（関係税務当局の公式または非公式の慣行を含む）を検討する。



2015年12月31日現在、外国キャピタルゲイン課税に関して、ファンドは不確実な税金債務として204,179円（2014年度：261,937円）を測定した。これはファンドの最善の見積りであるが、見積価額が最終支払額と大幅に違う可能性がある。この金額は未払費用に含まれている。

### 3 公正価値情報

IFRS第7号「金融商品：開示」の修正に従い、ファンドは公正価値測定を、測定を行う際に用いられたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて分類する。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- 活発な市場における同一の金融資産または負債に対する公表市場価格（無修正）（レベル1）
- レベル1に含まれる公表市場価格以外で、金融資産または負債に対して直接的に（つまり、市場価格として）または間接的に（つまり、市場価格から導出して）観察可能なインプット（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない金融資産または負債についてのインプット（つまり、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定を全体として分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、その全体としての公正価値測定に対して重要な最低レベルのインプットを基本として判定する。この判定のためには、インプットの重要性は、全体としての公正価値測定に照らして評価する。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づいた重要な修正を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、その測定はレベル3である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価には、判断が要求され、当該金融資産または金融負債に固有の要因を検討する必要がある。

何が「観察可能」なものに該当するかの判定には、マネージャーによる重大な判断が要求される。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼できかつ検証可能で、専有財産によるものではなく、かつ関係する市場に活発にかかわっている独立の情報源から提供されている市場データを、観察可能データと見なす。

以下の表は、2015年12月31日現在および2014年12月31日現在の公正価値で測定したファンドの金融資産および負債（クラス別）を公正価値ヒエラルキーに従って分析したものである。

#### 2015年12月31日現在

| 資産                          | レベル1<br>¥   | レベル2<br>¥ | レベル3<br>¥ | 合計残高<br>¥   |
|-----------------------------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産 |             |           |           |             |
| 株式                          | 951,944,027 | -         | -         | 951,944,027 |
| 損益を通じて公正価値評価される金融資産合計       | 951,944,027 | -         | -         | 951,944,027 |

#### 2014年12月31日現在

| 資産                          | レベル1          | レベル2      | レベル3 | 合計残高          |
|-----------------------------|---------------|-----------|------|---------------|
| 損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産 |               |           |      |               |
| 株式                          | 1,555,160,825 | -         | -    | 1,555,160,825 |
| 売買目的保有金融資産                  |               |           |      |               |
| 為替先渡                        | -             | 31,448    | -    | 31,448        |
| 損益を通じて公正価値評価される金融資産合計       | 1,555,160,825 | 31,448    | -    | 1,555,192,273 |
| 負債                          |               |           |      |               |
| 売買目的保有金融負債                  |               |           |      |               |
| 為替先渡                        | -             | (114,039) | -    | (114,039)     |
| 損益を通じて公正価値評価される金融負債合計       | -             | (114,039) | -    | (114,039)     |

関連する有価証券またはデリバティブが活発に取引されており公表価格がある場合、公正価値はレベル 1 に分類される。レベル 1 に分類された金融商品がその後、活発に取引されなくなった場合、当該金融商品はレベル 1 から振り替えられる。その場合、その公正価値の測定に重要かつ観察不能なインプットの使用が必要な場合（その場合はレベル 3 に再分類される）を除き、当該金融商品はレベル 1 からレベル 2 に再分類される。

2015 年 12 月 31 日および 2014 年 12 月 31 日に終了した会計期間において、ファンドはレベル 1、レベル 2、レベル 3 の再分類を一切行っていない。

価値が活発な市場での公表価格に基づき、従ってレベル 1 に分類される投資には、活発な取引がなされている株式が含まれる。ファンドは、これらの商品の公表市場価格を修正していない。

活発とは見なされていない市場で取引を行っているが、公表市場価格、ディーラーによる相場、または観察可能なインプットに裏付けられた別の価格設定源に基づいて評価される金融商品はレベル 2 に分類される。これらの金融商品には、店頭デリバティブが含まれる。レベル 2 の投資には、活発な市場で取引されていない、および／または譲渡制限の対象となっているポジションが含まれるため、評価は流動性および／または譲渡性を反映して修正される場合があり、一般には入手可能な市場情報に基づいている。

取引の頻度が低いため、レベル 3 に分類される投資のインプットは重要かつ観察不能である。これらの証券には観察可能な価格が利用できないため、ファンドは公正価値を導出するための評価方法を使用する。ファンドは 2015 年および 2014 年の 12 月 31 日時点においてレベル 3 に分類される投資を保有していない。

SAM ウォーター ファンド

未監査投資明細表

2015年12月31日現在

(日本円で表示)

2015年12月31日現在の投資明細表は、以下の通りである。

| 株式数     | 銘柄                             | 取得原価               | 公正価値               | 純資産に対する割合 (%) |
|---------|--------------------------------|--------------------|--------------------|---------------|
|         | <b>普通株式</b>                    |                    |                    |               |
|         | <b>一般消費財</b>                   |                    |                    |               |
| 1,122   | Coway Co Ltd                   | 9,197,528          | 9,680,662          | 1.0 %         |
| 93      | Fischer (Georg) Reg            | 6,082,124          | 7,588,680          | 0.8           |
| 29,000  | Haier Electronics Group Co Ltd | 8,557,051          | 7,076,003          | 0.7           |
| 4,000   | Sekisui Chemical Co Ltd        | 3,820,926          | 6,364,000          | 0.6           |
| 344     | Unifirst Corp/Ma               | 4,761,217          | 4,311,950          | 0.4           |
|         |                                | <b>32,418,846</b>  | <b>35,021,295</b>  | <b>3.5 %</b>  |
|         | <b>非景気循環型消費財</b>               |                    |                    |               |
| 5,055   | Berendsen Plc                  | 10,025,095         | 9,670,708          | 1.0           |
| 4,239   | Danaher Corp                   | 29,521,774         | 47,362,348         | 4.8           |
| 4,892   | Elis Sa                        | 9,887,456          | 9,748,856          | 1.0           |
| 12,914  | Exova Group Plc                | 4,856,856          | 3,314,325          | 0.3           |
| 909     | Intertek Group Plc             | 4,160,252          | 4,475,643          | 0.4           |
| 23,337  | Rentokil Initial Plc           | 6,941,198          | 6,591,382          | 0.7           |
| 59      | Sgs Sa Reg                     | 13,934,615         | 13,549,592         | 1.4           |
| 1,844   | Thermo Fisher Scientific Inc   | 24,370,720         | 31,465,733         | 3.2           |
|         |                                | <b>103,697,966</b> | <b>126,178,587</b> | <b>12.8 %</b> |
|         | <b>一般事業</b>                    |                    |                    |               |
| 2,839   | Agilent Technologies Inc       | 13,611,548         | 14,278,848         | 1.5           |
| 7,304   | Amiad Water Systems Ltd        | 3,392,436          | 2,123,833          | 0.2           |
| 1,734   | Andritz Ag                     | 9,867,207          | 10,208,013         | 1.0           |
| 2,700   | Asahi Holdings Inc             | 4,871,365          | 5,113,800          | 0.5           |
| 32,128  | Cardno Ltd                     | 11,741,711         | 3,261,761          | 0.3           |
| 113,000 | China Everbright Intl Ltd      | 15,927,559         | 17,451,750         | 1.8           |
| 83,200  | China Everbright Water Ltd     | 7,449,747          | 4,338,811          | 0.4           |
| 844     | Crane Co                       | 6,254,443          | 4,857,147          | 0.5           |
| 12,000  | Ebara Corp                     | 6,073,281          | 6,948,000          | 0.7           |
| 2,302   | Flowserve Corp                 | 12,296,962         | 11,652,756         | 1.2           |
| 792     | Geberit Ag Reg                 | 29,119,834         | 32,379,714         | 3.3           |
| 7,263   | Halma Plc                      | 5,824,658          | 11,139,041         | 1.1           |
| 6,661   | Homeserve Plc                  | 2,516,976          | 4,885,856          | 0.5           |
| 1,800   | Horiba Ltd                     | 6,591,155          | 8,451,000          | 0.9           |
| 1,307   | IDEX Corp                      | 10,237,221         | 12,045,051         | 1.2           |
| 3,638   | Imi Plc                        | 7,865,763          | 5,556,913          | 0.6           |
| 4,000   | Kubota Corp                    | 6,139,787          | 7,552,000          | 0.8           |
| 3,500   | Kurita Water Industries Ltd    | 8,724,260          | 8,893,500          | 0.9           |
| 6,505   | Mueller Water Products Inc A   | 6,955,525          | 6,729,664          | 0.7           |
| 4,415   | Newalta Corp                   | 6,140,109          | 1,334,351          | 0.1           |
| 8,802   | Outotec Oyj                    | 5,162,019          | 3,910,728          | 0.4           |
| 5,020   | Pentair Plc                    | 37,534,120         | 29,910,223         | 3.0           |
| 2,180   | PerkinElmer Inc                | 9,541,315          | 14,048,364         | 1.4           |
| 2,298   | Republic Services Inc          | 11,892,243         | 12,160,504         | 1.2           |
| 2,259   | Rexnord Corp                   | 5,985,128          | 4,924,045          | 0.5           |
| 500     | Rinnai Corp                    | 4,875,075          | 5,390,000          | 0.6           |
| 636     | Roper Industries Inc           | 12,928,680         | 14,520,382         | 1.5           |
| 2,109   | Sealed Air Corp                | 10,673,716         | 11,315,117         | 1.2           |
| 95,800  | Siic Environment Holdings Lt   | 5,717,054          | 6,214,401          | 0.6           |
| 1,958   | Smith (A.O.) Corp              | 10,040,633         | 18,044,537         | 1.8           |
| 920     | Spx Corp                       | 2,197,572          | 1,032,564          | 0.1           |

|               |                                      |                    |                    |               |
|---------------|--------------------------------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 1,154         | Spx Flow Inc                         | 6,432,263          | 3,874,478          | 0.4           |
| 1,775         | Stantec Inc                          | 6,259,369          | 5,275,452          | 0.5           |
| 423           | Sulzer Ag Reg                        | 4,988,545          | 4,796,183          | 0.5           |
| 4,125         | Tetra Tech Inc                       | 12,016,632         | 12,911,564         | 1.3           |
| 3,038         | Trimble Navigation Ltd               | 8,927,368          | 7,839,036          | 0.8           |
| 3,363         | Valmet Oyj                           | 4,786,766          | 3,911,238          | 0.4           |
| 2,202         | Waste Management Inc                 | 13,522,050         | 14,137,158         | 1.4           |
| 990           | Waters Corp                          | 10,623,512         | 16,027,409         | 1.6           |
| 4,687         | Weir Group Plc                       | 12,887,993         | 8,310,183          | 0.8           |
| 8,497         | Xylem Inc                            | 34,737,716         | 37,308,354         | 3.8           |
|               |                                      | <b>413,331,316</b> | <b>415,063,729</b> | <b>42.0 %</b> |
| <b>素材</b>     |                                      |                    |                    |               |
| 2,502         | Calgon Carbon Corp                   | 5,303,369          | 5,191,872          | 0.5 %         |
| 525           | Ecolab Inc                           | 7,535,011          | 7,223,655          | 0.8           |
| 1,897         | Novozymes A/S B Shares               | 10,669,337         | 10,981,803         | 1.1           |
|               |                                      | <b>23,507,717</b>  | <b>23,397,330</b>  | <b>2.4 %</b>  |
| <b>テクノロジー</b> |                                      |                    |                    |               |
| 731           | Ansys Inc                            | 7,758,421          | 8,134,048          | 0.8           |
|               |                                      | <b>7,758,421</b>   | <b>8,134,048</b>   | <b>0.8 %</b>  |
| <b>公益事業</b>   |                                      |                    |                    |               |
| 6,624         | American Water Works Co Inc          | 30,950,377         | 47,610,839         | 4.8           |
| 8,391         | Aqua America Inc                     | 21,474,144         | 30,079,983         | 3.0           |
| 94,000        | Beijing Enterprises Water Gr         | 8,277,730          | 7,951,734          | 0.8           |
| 4,440         | California Water Service Grp         | 10,891,236         | 12,428,736         | 1.3           |
| 14,200        | Cia Saneamento Minas Gerais          | 15,367,271         | 6,692,431          | 0.7           |
| 3,138         | Consolidated Water Co Ltd            | 3,567,726          | 4,620,425          | 0.5           |
| 20,800        | Grupo Rotoplas Sab De Cv             | 4,939,327          | 4,298,404          | 0.4           |
| 114,000       | Guangdong Investment Ltd             | 12,029,729         | 19,357,962         | 2.0           |
| 98,400        | Manila Water Company                 | 5,461,144          | 6,238,621          | 0.6           |
| 442,000       | Metro Pacific Investments Co         | 4,555,719          | 5,875,806          | 0.6           |
| 13,831        | Pennon Group Plc                     | 16,681,041         | 21,114,091         | 2.1           |
| 10,047        | Severn Trent Plc                     | 31,157,507         | 38,780,240         | 3.9           |
| 1,611         | Sjw Corp                             | 5,901,497          | 5,746,029          | 0.6           |
| 15,616        | Suez Environnement Co                | 30,658,262         | 35,221,507         | 3.6           |
| 13,400        | Tw Pcl                               | 422,793            | 474,828            | 0.1           |
| 28,044        | United Utilities Group Plc           | 38,218,500         | 46,515,684         | 4.7           |
| 14,529        | Veolia Environnement                 | 30,978,847         | 41,512,850         | 4.2           |
|               |                                      | <b>271,532,850</b> | <b>334,520,170</b> | <b>33.8 %</b> |
|               | <b>普通株式合計</b>                        | <b>852,247,116</b> | <b>942,315,159</b> | <b>95.3 %</b> |
|               | <b>優先株式</b>                          |                    |                    |               |
|               | <b>非景気循環型消費財</b>                     |                    |                    |               |
| 714           | Henkel Ag & Co Kgaa                  | 9,619,317          | 9,628,868          | 1.0 %         |
|               |                                      | <b>9,619,317</b>   | <b>9,628,868</b>   | <b>1.0 %</b>  |
|               | <b>優先株合計</b>                         | <b>9,619,317</b>   | <b>9,628,868</b>   | <b>1.0 %</b>  |
|               | <b>損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産合計</b> | <b>861,866,433</b> | <b>951,944,027</b> | <b>96.3 %</b> |

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

|             | 平成 28 年 6 月 15 日現在 | 平成 28 年 12 月 15 日現在 |
|-------------|--------------------|---------------------|
| 資産の部        |                    |                     |
| 流動資産        |                    |                     |
| コール・ローン     | 53,243,364         | 57,227,191          |
| 国債証券        | 10,000,000         | -                   |
| 流動資産合計      | 63,243,364         | 57,227,191          |
| 資産合計        | 63,243,364         | 57,227,191          |
| 負債の部        |                    |                     |
| 流動負債        |                    |                     |
| 未払解約金       | 144,883            | -                   |
| 未払利息        | 69                 | 41                  |
| 流動負債合計      | 144,952            | 41                  |
| 負債合計        | 144,952            | 41                  |
| 純資産の部       |                    |                     |
| 元本等         |                    |                     |
| 元本          | 62,045,843         | 56,283,070          |
| 剰余金         |                    |                     |
| 剰余金又は欠損金(△) | 1,052,569          | 944,080             |
| 元本等合計       | 63,098,412         | 57,227,150          |
| 純資産合計       | 63,098,412         | 57,227,150          |
| 負債純資産合計     | 63,243,364         | 57,227,191          |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br/>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br/>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br/>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(貸借対照表に関する注記)

|    |                              | 平成 28 年 6 月 15 日現在 | 平成 28 年 12 月 15 日現在 |
|----|------------------------------|--------------------|---------------------|
| 1. | 期首                           | 平成 27 年 6 月 16 日   | 平成 28 年 6 月 16 日    |
|    | 期首元本額                        | 95,754,009 円       | 62,045,843 円        |
|    | 期首からの追加設定元本額                 | 10,332,394 円       | 5,184,312 円         |
|    | 期首からの一部解約元本額                 | 44,040,560 円       | 10,947,085 円        |
|    | 元本の内訳 ※                      |                    |                     |
|    | ピムコ・ハイールド・ファンド Aコース（為替ヘッジなし） | 6,995,186 円        | 6,595,639 円         |
|    | ピムコ・ハイールド・ファンド Bコース（為替ヘッジあり） | 952,012 円          | 1,949,884 円         |
|    | 働くサイフ                        | 1,120,196 円        | —円                  |
|    | 世界のサイフ                       | 44,169,871 円       | 39,855,937 円        |
|    | グローバル ウォーター ファンド             | 866,524 円          | 772,431 円           |
|    | グローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）      | 6,774,419 円        | 6,085,077 円         |
|    | 世界のサイフ（資産成長型）                | 254,993 円          | 242,459 円           |
|    | 日興インフレ戦略ファンド（毎月分配型）          | 345,939 円          | 289,886 円           |
|    | 日興インフレ戦略ファンド（資産成長型）          | 566,703 円          | 491,757 円           |
| 計  | 62,045,843 円                 | 56,283,070 円       |                     |
| 2. | 受益権の総数                       | 62,045,843 口       | 56,283,070 口        |

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

|                   | 平成 28 年 6 月 15 日現在                                                                                               | 平成 28 年 12 月 15 日現在                                                   |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                              | 同左                                                                    |
| 時価の算定方法           | <p>(1)有価証券<br/>売買目的有価証券<br/>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引<br/>該当事項はありません。</p> | <p>(1)有価証券<br/>売買目的有価証券<br/>該当事項はありません。</p> <p>(2)デリバティブ取引<br/>同左</p> |

|                         |                                                                                                                       |                     |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|                         | (3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。                                                | (3) 上記以外の金融商品<br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左                  |

(1口当たり情報)

| 平成 28 年 6 月 15 日現在 |            | 平成 28 年 12 月 15 日現在 |            |
|--------------------|------------|---------------------|------------|
| 1口当たり純資産額          | 1.0170 円   | 1口当たり純資産額           | 1.0168 円   |
| (1万口当たり純資産額)       | (10,170 円) | (1万口当たり純資産額)        | (10,168 円) |

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年12月30日現在です。

### 【グローバル ウォーター ファンド】

#### 【純資産額計算書】

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| I 資産総額                 | 835,326,795円 |
| II 負債総額                | 9,963,648円   |
| III 純資産総額 (I - II)     | 825,363,147円 |
| IV 発行済口数               | 810,963,990口 |
| V 1口当たり純資産額 (III / IV) | 1.0178円      |

(参考)

### マネー・マーケット・マザーファンド

#### 純資産額計算書

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| I 資産総額                 | 58,733,043円 |
| II 負債総額                | 129,213円    |
| III 純資産総額 (I - II)     | 58,603,830円 |
| IV 発行済口数               | 57,637,863口 |
| V 1口当たり純資産額 (III / IV) | 1.0168円     |



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

|                 |          |                  |
|-----------------|----------|------------------|
| 平成 28 年 12 月末現在 | 資本金      | 17,363,045,900 円 |
|                 | 発行可能株式総数 | 230,000,000 株    |
|                 | 発行済株式総数  | 197,012,500 株    |

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（平成 28 年 12 月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（平成 28 年 12 月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成 28 年 12 月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類     | ファンド本数 | 純資産額<br>(単位：億円) |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 678    | 130,779         |
| 株式投資信託  | 629    | 104,098         |
| 単位型     | 167    | 7,247           |
| 追加型     | 462    | 96,850          |
| 公社債投資信託 | 49     | 26,681          |
| 単位型     | 35     | 423             |
| 追加型     | 14     | 26,257          |

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 57 期事業年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 58 期中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 28 年 6 月 13 日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御 中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 57 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成 28 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 12 月 5 日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 58 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成 28 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

|            | 第 56 期<br>(平成 27 年 3 月 31 日) |        | 第 57 期<br>(平成 28 年 3 月 31 日) |        |
|------------|------------------------------|--------|------------------------------|--------|
| 資産の部       |                              |        |                              |        |
| 流動資産       |                              |        |                              |        |
| 現金・預金      | ※3                           | 14,206 | ※3                           | 14,308 |
| 金銭の信託      |                              | —      | ※3                           | 153    |
| 有価証券       |                              | 277    |                              | 86     |
| 前払費用       | ※3                           | 509    | ※3                           | 489    |
| 未収入金       |                              | 3      |                              | 10     |
| 未収委託者報酬    |                              | 8,441  |                              | 9,374  |
| 未収収益       | ※3                           | 1,566  | ※3                           | 2,280  |
| 関係会社短期貸付金  |                              | 436    |                              | 5,333  |
| 立替金        |                              | 666    |                              | 2,960  |
| 繰延税金資産     |                              | 1,446  |                              | 819    |
| その他        | ※2                           | 195    | ※2,3                         | 428    |
| 流動資産合計     |                              | 27,750 |                              | 36,243 |
| 固定資産       |                              |        |                              |        |
| 有形固定資産     |                              |        |                              |        |
| 建物         | ※1                           | 56     | ※1                           | 146    |
| 器具備品       | ※1                           | 166    | ※1                           | 210    |
| 有形固定資産合計   |                              | 222    |                              | 356    |
| 無形固定資産     |                              |        |                              |        |
| ソフトウェア     |                              | 113    |                              | 140    |
| 無形固定資産合計   |                              | 113    |                              | 140    |
| 投資その他の資産   |                              |        |                              |        |
| 投資有価証券     |                              | 14,184 |                              | 12,195 |
| 関係会社株式     |                              | 21,702 |                              | 21,702 |
| 関係会社長期貸付金  |                              | 60     |                              | 60     |
| 長期差入保証金    |                              | 740    |                              | 781    |
| 長期前払費用     |                              | 0      |                              | 0      |
| 繰延税金資産     |                              | 248    |                              | 425    |
| 投資その他の資産合計 |                              | 36,936 |                              | 35,165 |
| 固定資産合計     |                              | 37,273 |                              | 35,662 |
| 資産合計       |                              | 65,023 |                              | 71,905 |

(単位：百万円)

|              | 第 56 期<br>(平成 27 年 3 月 31 日) |        | 第 57 期<br>(平成 28 年 3 月 31 日) |        |
|--------------|------------------------------|--------|------------------------------|--------|
| 負債の部         |                              |        |                              |        |
| 流動負債         |                              |        |                              |        |
| 預り金          |                              | 387    |                              | 410    |
| 未払金          |                              | 5,545  |                              | 3,841  |
| 未払収益分配金      |                              | 6      |                              | 6      |
| 未払償還金        |                              | 112    |                              | 112    |
| 未払手数料        | ※3                           | 3,145  | ※3                           | 3,269  |
| その他未払金       |                              | 2,282  |                              | 453    |
| 未払費用         | ※3                           | 4,636  | ※3                           | 4,920  |
| 未払法人税等       |                              | 814    |                              | 354    |
| 未払消費税等       | ※4                           | 1,070  | ※4                           | 649    |
| 関係会社短期借入金    |                              | —      |                              | 5,631  |
| 賞与引当金        |                              | 1,990  |                              | 2,080  |
| 役員賞与引当金      |                              | 120    |                              | 145    |
| その他          | ※3                           | 82     | ※3                           | 278    |
| 流動負債合計       |                              | 14,646 |                              | 18,312 |
| 固定負債         |                              |        |                              |        |
| 退職給付引当金      |                              | 1,111  |                              | 1,154  |
| 固定負債合計       |                              | 1,111  |                              | 1,154  |
| 負債合計         |                              | 15,758 |                              | 19,466 |
| 純資産の部        |                              |        |                              |        |
| 株主資本         |                              |        |                              |        |
| 資本金          |                              | 17,363 |                              | 17,363 |
| 資本剰余金        |                              |        |                              |        |
| 資本準備金        |                              | 5,220  |                              | 5,220  |
| 資本剰余金合計      |                              | 5,220  |                              | 5,220  |
| 利益剰余金        |                              |        |                              |        |
| その他利益剰余金     |                              |        |                              |        |
| 繰越利益剰余金      |                              | 25,836 |                              | 29,948 |
| 利益剰余金合計      |                              | 25,836 |                              | 29,948 |
| 自己株式         |                              | △68    |                              | △502   |
| 株主資本合計       |                              | 48,351 |                              | 52,028 |
| 評価・換算差額等     |                              |        |                              |        |
| その他有価証券評価差額金 |                              | 1,002  |                              | 151    |
| 繰延ヘッジ損益      |                              | △88    |                              | 258    |
| 評価・換算差額等合計   |                              | 913    |                              | 410    |
| 純資産合計        |                              | 49,265 |                              | 52,438 |
| 負債純資産合計      |                              | 65,023 |                              | 71,905 |



## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

|            | 第56期<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) | 第57期<br>(自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日) |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益       |                                       |                                       |
| 委託者報酬      | 63,990                                | 66,339                                |
| その他営業収益    | 3,729                                 | 4,382                                 |
| 営業収益合計     | 67,719                                | 70,722                                |
| 営業費用       |                                       |                                       |
| 支払手数料      | 30,408                                | 30,529                                |
| 広告宣伝費      | 1,045                                 | 1,098                                 |
| 公告費        | 5                                     | 3                                     |
| 調査費        | 15,571                                | 17,470                                |
| 調査費        | 747                                   | 821                                   |
| 委託調査費      | 14,782                                | 16,600                                |
| 図書費        | 41                                    | 48                                    |
| 委託計算費      | 502                                   | 505                                   |
| 営業雑経費      | 660                                   | 718                                   |
| 通信費        | 199                                   | 195                                   |
| 印刷費        | 263                                   | 321                                   |
| 協会費        | 64                                    | 65                                    |
| 諸会費        | 27                                    | 22                                    |
| その他        | 106                                   | 113                                   |
| 営業費用計      | 48,193                                | 50,327                                |
| 一般管理費      |                                       |                                       |
| 給料         | 7,585                                 | 8,138                                 |
| 役員報酬       | 289                                   | 365                                   |
| 役員賞与引当金繰入額 | 120                                   | 145                                   |
| 給料・手当      | 5,127                                 | 5,495                                 |
| 賞与         | 59                                    | 51                                    |
| 賞与引当金繰入額   | 1,990                                 | 2,080                                 |
| 交際費        | 163                                   | 185                                   |
| 寄付金        | 36                                    | 27                                    |
| 旅費交通費      | 503                                   | 503                                   |
| 租税公課       | 208                                   | 258                                   |
| 不動産賃借料     | 785                                   | 875                                   |
| 退職給付費用     | 349                                   | 372                                   |
| 退職金        | 16                                    | 113                                   |
| 固定資産減価償却費  | 148                                   | 196                                   |
| 福利費        | 908                                   | 952                                   |
| 諸経費        | 2,673                                 | 2,952                                 |
| 一般管理費計     | 13,380                                | 14,577                                |
| 営業利益       | 6,146                                 | 5,817                                 |

(単位：百万円)

|                | 第56期<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |       | 第57期<br>(自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日) |       |
|----------------|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|-------|
| 営業外収益          |                                       |       |                                       |       |
| 受取利息           |                                       | 10    |                                       | 91    |
| 受取配当金          | ※1                                    | 1,152 | ※1                                    | 1,330 |
| 有価証券償還益        |                                       | 13    |                                       | —     |
| 時効成立分配金・償還金    |                                       | 1     |                                       | 1     |
| 為替差益           |                                       | —     |                                       | 32    |
| その他            |                                       | 107   |                                       | 32    |
| 営業外収益合計        |                                       | 1,285 |                                       | 1,488 |
| 営業外費用          |                                       |       |                                       |       |
| 支払利息           |                                       | 28    |                                       | 242   |
| 有価証券償還損        |                                       | 81    |                                       | —     |
| デリバティブ費用       |                                       | 269   |                                       | 69    |
| 時効成立後支払分配金・償還金 |                                       | 295   |                                       | 5     |
| 支払源泉所得税        |                                       | 71    |                                       | 119   |
| 為替差損           |                                       | 26    |                                       | —     |
| その他            |                                       | 21    |                                       | 94    |
| 営業外費用合計        |                                       | 795   |                                       | 531   |
| 経常利益           |                                       | 6,636 |                                       | 6,774 |
| 特別利益           |                                       |       |                                       |       |
| 投資有価証券売却益      |                                       | 270   |                                       | 720   |
| その他            |                                       | —     |                                       | 0     |
| 特別利益合計         |                                       | 270   |                                       | 720   |
| 特別損失           |                                       |       |                                       |       |
| 投資有価証券売却損      |                                       | 22    |                                       | 100   |
| 固定資産処分損        |                                       | 0     |                                       | 6     |
| 特別賞与           |                                       | —     |                                       | 204   |
| 割増退職金          |                                       | 243   |                                       | 91    |
| 役員退職一時金        |                                       | —     |                                       | 64    |
| 外国税関連費用        | ※2                                    | 1,650 |                                       | —     |
| 特別損失合計         |                                       | 1,916 |                                       | 467   |
| 税引前当期純利益       |                                       | 4,991 |                                       | 7,027 |
| 法人税、住民税及び事業税   |                                       | 2,356 |                                       | 1,359 |
| 法人税等調整額        |                                       | △466  |                                       | 706   |
| 法人税等合計         |                                       | 1,890 |                                       | 2,065 |
| 当期純利益          |                                       | 3,101 |                                       | 4,962 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第56期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |                             |             |      |            |
|-------------------------|--------|-------|-------------|-----------------------------|-------------|------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余<br>金合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余<br>金合計 |      |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 22,694                      | 22,694      | △68  | 45,209     |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |        |       |             | 41                          | 41          |      | 41         |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 22,735                      | 22,735      | △68  | 45,250     |
| 当期変動額                   |        |       |             |                             |             |      |            |
| 当期純利益                   |        |       |             | 3,101                       | 3,101       |      | 3,101      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |                             |             |      |            |
| 当期変動額合計                 | —      | —     | —           | 3,101                       | 3,101       | —    | 3,101      |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 25,836                      | 25,836      | △68  | 48,351     |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|-----------|
|                         | その他有<br>価証券評<br>価差額金 | 繰延ヘッ<br>ジ損益 | 評価・換<br>算差額等<br>合計 |           |
| 当期首残高                   | 321                  | —           | 321                | 45,531    |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                      |             |                    | 41        |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 321                  | —           | 321                | 45,572    |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |           |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 3,101     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 680                  | △88         | 591                | 591       |
| 当期変動額合計                 | 680                  | △88         | 591                | 3,692     |
| 当期末残高                   | 1,002                | △88         | 913                | 49,265    |

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |                 |                             |             |      | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|--------|-------|-----------------|-----------------------------|-------------|------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |                 | 利益剰余金                       |             | 自己株式 |            |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰<br>余金合<br>計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余<br>金合計 |      |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220           | 25,836                      | 25,836      | △68  | 48,351     |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |        |       |                 |                             |             |      | —          |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 17,363 | 5,220 | 5,220           | 25,836                      | 25,836      | △68  | 48,351     |
| 当期変動額                   |        |       |                 |                             |             |      |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |                 | △850                        | △850        |      | △850       |
| 当期純利益                   |        |       |                 | 4,962                       | 4,962       |      | 4,962      |
| 自己株式の取得                 |        |       |                 |                             |             | △434 | △434       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |                 |                             |             |      |            |
| 当期変動額合計                 | —      | —     | —               | 4,111                       | 4,111       | △434 | 3,676      |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220           | 29,948                      | 29,948      | △502 | 52,028     |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|-----------|
|                         | その他有<br>価証券評<br>価差額金 | 繰延ヘッ<br>ジ損益 | 評価・換<br>算差額等<br>合計 |           |
| 当期首残高                   | 1,002                | △88         | 913                | 49,265    |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                      |             |                    | —         |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 1,002                | △88         | 913                | 49,265    |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |           |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | △850      |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 4,962     |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    | △434      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △851                 | 347         | △503               | △503      |
| 当期変動額合計                 | △851                 | 347         | △503               | 3,173     |
| 当期末残高                   | 151                  | 258         | 410                | 52,438    |

[注記事項]

(重要な会計方針)

| 項目              | 第 57 期<br>(自 平成 27 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |        |      |        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|------|--------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)<br/>時価のないもの<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託<br/>時価法</p> <p>(3) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                    |    |        |      |        |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。<br/>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="512 913 1013 981"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                          | 建物 | 3年～15年 | 器具備品 | 5年～20年 |
| 建物              | 3年～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |        |      |        |
| 器具備品            | 5年～20年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |        |      |        |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |    |        |      |        |
| 4 ヘッジ会計の方法      | <p>(1) ヘッジ会計の方法<br/>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針<br/>ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法<br/>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>                                                                                                                                                                                |    |        |      |        |

|                           |                                                                          |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|

(会計方針の変更)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 57 期<br/>(自 平成 27 年 4 月 1 日<br/>至 平成 28 年 3 月 31 日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。</p> <p>なお、当事業年度において、財務諸表及び 1 株当たり情報に与える影響額はありません。</p> |

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を 5 つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もる枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類 1)から(分類 5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類 2)及び(分類 3)に係る分類の要件
- ③(分類 2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類 3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類 4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類 2)又は(分類 3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成 29 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

## (貸借対照表関係)

| 第 56 期<br>(平成 27 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第 57 期<br>(平成 28 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,122 百万円</p> <p>器具備品 679 百万円</p> <p>※ 2 信託資産<br/>流動資産のその他のうち 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 4,256 百万円</p> <p>前払費用 2 百万円</p> <p>未収収益 110 百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 108 百万円</p> <p>未払費用 500 百万円</p> <p>その他 57 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い<br/>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務<br/>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 27 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 842 百万円に対して保証を行っております。</p> | <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,170 百万円</p> <p>器具備品 653 百万円</p> <p>※ 2 信託資産<br/>流動資産のその他のうち 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 4,072 百万円</p> <p>金銭の信託 153 百万円</p> <p>前払費用 2 百万円</p> <p>未収収益 147 百万円</p> <p>その他 193 百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 93 百万円</p> <p>未払費用 722 百万円</p> <p>その他 266 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い<br/>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務<br/>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 728 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 689 百万円に対して保証を行っております。</p> |

## (損益計算書関係)

| 第 56 期<br>(自 平成 26 年 4 月 1 日<br>至 平成 27 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 57 期<br>(自 平成 27 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 3 月 31 日)                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">受取配当金 719 百万円</p> <p>※2 外国税関連費用 1,650 百万円は、中国税務当局等が平成 26 年 10 月 31 日付に発した「通達 79 号」に基づき、平成 21 年 11 月 17 日から平成 26 年 11 月 16 日までの QFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国 A 株の譲渡所得に対して税率 10%で遡及課税される金額を合理的に計算したものであります。中国 A 株に投資している当社の対象ファンドは「中国 A 株マザーファンド」及び「中国 A 株 CSI300 インデックスマザーファンド」の 2 ファンドであり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社が負担しております。</p> | <p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">受取配当金 1,193 百万円<br/>支払利息 123 百万円<br/>デリバティブ費用 889 百万円</p> |

## (株主資本等変動計算書関係)

第 56 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|----------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式 (株) | 197,012,500 | —       | —       | 197,012,500 |

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末  |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 (株) | 109,600 | —       | —       | 109,600 |



### 3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                  | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |         |           |            | 当事業年度末残高(百万円) |
|---------------------------|------------------|--------------------|---------|-----------|------------|---------------|
|                           |                  | 当事業年度期首            | 当事業年度増加 | 当事業年度減少   | 当事業年度末     |               |
| 平成 21 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式             | 15,902,700         | —       | —         | 15,902,700 | —             |
| 平成 21 年度<br>ストックオプション (2) | 普通株式             | 1,567,500          | —       | —         | 1,567,500  | —             |
| 平成 22 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式             | 2,310,000          | —       | —         | 2,310,000  | —             |
| 第 1 回新株予約権                | 普通株式             | 2,955,200          | —       | 2,955,200 | —          | —             |
| 平成 23 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式             | 5,388,900          | —       | 359,700   | 5,029,200  | —             |
| 合計                        |                  | 28,124,300         | —       | 3,314,900 | 24,809,400 | —             |

- (注) 1 平成 23 年度ストックオプション (1) の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第 1 回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。なお、当該新株予約権は平成 27 年 2 月 8 日に失効いたしました。
- 3 平成 21 年度ストックオプション(1)15,902,700 株、平成 21 年度ストックオプション(2)1,567,500 株、平成 22 年度ストックオプション(1)2,310,000 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)4,075,500 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                       | 株式の種類 | 配当の原資     | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日              | 効力発生日            |
|--------------------------|-------|-----------|-------------|-------------|------------------|------------------|
| 平成 27 年 5 月 25 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益<br>剰余金 | 850         | 4.32        | 平成 27 年 3 月 31 日 | 平成 27 年 6 月 30 日 |

第 57 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

#### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|----------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式 (株) | 197,012,500 | —       | —       | 197,012,500 |

#### 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末  |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 (株) | 109,600 | 704,500 | —       | 814,100 |

### 3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                  | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |         |            |           | 当事業年度末残高(百万円) |
|---------------------------|------------------|--------------------|---------|------------|-----------|---------------|
|                           |                  | 当事業年度期首            | 当事業年度増加 | 当事業年度減少    | 当事業年度末    |               |
| 平成 21 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式             | 15,902,700         | —       | 14,140,500 | 1,762,200 | —             |
| 平成 21 年度<br>ストックオプション (2) | 普通株式             | 1,567,500          | —       | 1,392,600  | 174,900   | —             |
| 平成 22 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式             | 2,310,000          | —       | 2,310,000  | —         | —             |
| 平成 23 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式             | 5,029,200          | —       | 290,400    | 4,738,800 | —             |
| 合計                        |                  | 24,809,400         | —       | 18,133,500 | 6,675,900 | —             |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成 21 年度ストックオプション(1)1,762,200 株、平成 21 年度ストックオプション(2)174,900 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)4,738,800 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日              | 効力発生日            |
|--------------------------|-------|-------------|-------------|------------------|------------------|
| 平成 27 年 5 月 25 日<br>取締役会 | 普通株式  | 850         | 4.32        | 平成 27 年 3 月 31 日 | 平成 27 年 6 月 30 日 |

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                       | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日              | 効力発生日            |
|--------------------------|-------|-------|-------------|-------------|------------------|------------------|
| 平成 28 年 5 月 30 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,495       | 7.62        | 平成 28 年 3 月 31 日 | 平成 28 年 6 月 22 日 |

#### (リース取引関係)

| 第 56 期<br>(自 平成 26 年 4 月 1 日<br>至 平成 27 年 3 月 31 日) | 第 57 期<br>(自 平成 27 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 3 月 31 日) |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料                 | オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料                 |
| 1年内 841 百万円                                         | 1年内 865 百万円                                         |
| 1年超 3,420 百万円                                       | 1年超 2,653 百万円                                       |
| 合計 4,261 百万円                                        | 合計 3,518 百万円                                        |

## (金融商品関係)

第 56 期(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

##### ② 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。

##### ③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

|                                      | 貸借対照表<br>計上額(※1) | 時価(※1)  | 差額 |
|--------------------------------------|------------------|---------|----|
| (1) 現金・預金                            | 14,206           | 14,206  | —  |
| (2) 未収委託者報酬                          | 8,441            | 8,441   | —  |
| (3) 未収収益                             | 1,566            | 1,566   | —  |
| (4) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券          | 14,431           | 14,431  | —  |
| (5) 未払金                              | (5,545)          | (5,545) | —  |
| (6) 未払費用                             | (4,636)          | (4,636) | —  |
| (7) デリバティブ取引(※2)<br>ヘッジ会計が適用されていないもの | (25)             | (25)    | —  |
| ヘッジ会計が適用されているもの                      | (57)             | (57)    | —  |
| デリバティブ取引計                            | (82)             | (82)    | —  |

(※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

#### (5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (7) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 30 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 18,809 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

### 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

|                      | 1 年以内  | 1 年超<br>5 年以内 | 5 年超<br>10 年以内 | 10 年超 |
|----------------------|--------|---------------|----------------|-------|
| 現金・預金                | 14,206 | —             | —              | —     |
| 未収委託者報酬              | 8,441  | —             | —              | —     |
| 未収収益                 | 1,566  | —             | —              | —     |
| 有価証券及び投資有価証券<br>投資信託 | 277    | 1,219         | 3,205          | 1,232 |
| 合計                   | 24,492 | 1,219         | 3,205          | 1,232 |

## 第 57 期(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

##### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

|                             | 貸借対照表<br>計上額(※1) | 時価(※1)  | 差額 |
|-----------------------------|------------------|---------|----|
| (1) 現金・預金                   | 14,308           | 14,308  | —  |
| (2) 未収委託者報酬                 | 9,374            | 9,374   | —  |
| (3) 未収収益                    | 2,280            | 2,280   | —  |
| (4) 関係会社短期貸付金               | 5,333            | 5,333   | —  |
| (5) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 12,265           | 12,265  | —  |
| (6) 未払金                     | (3,841)          | (3,841) | —  |
| (7) 未払費用                    | (4,920)          | (4,920) | —  |
| (8) 関係会社短期借入金               | (5,631)          | (5,631) | —  |
| (9) デリバティブ取引(※2)            |                  |         |    |
| ヘッジ会計が適用されていないもの            | (254)            | (254)   | —  |
| ヘッジ会計が適用されているもの             | 170              | 170     | —  |
| デリバティブ取引計                   | (84)             | (84)    | —  |

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用並びに(8) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (9) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されないものは貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されるもののうち 193 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23 百万円は流動負債のその他に含まれております。

### 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### 3 子会社株式（貸借対照表計上額 18,809 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

## 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                      | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                | 14,308 |             |              |      |
| 未収委託者報酬              | 9,374  |             |              |      |
| 未収収益                 | 2,280  |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券<br>投資信託 | 86     | 714         | 1,766        | 963  |
| 合計                   | 26,049 | 714         | 1,766        | 963  |

(有価証券関係)

第 56 期(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 18,809   |
| 関連会社株式 | 2,892    |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 12,839   | 11,293 | 1,546 |
|                              | 小計   | 12,839   | 11,293 | 1,546 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 1,591    | 1,656  | △64   |
|                              | 小計   | 1,591    | 1,656  | △64   |
| 合計                           |      | 14,431   | 12,949 | 1,482 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 30 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額   | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 3,661 | 270     | 22      |
| 合計   | 3,661 | 270     | 22      |



第 57 期(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 18,809   |
| 関連会社株式 | 2,892    |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額   |
|------------------------------|------|----------|--------|------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 5,593    | 4,872  | 720  |
|                              | 小計   | 5,593    | 4,872  | 720  |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 6,672    | 7,175  | △502 |
|                              | 小計   | 6,672    | 7,175  | △502 |
| 合計                           |      | 12,265   | 12,047 | 218  |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額   | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 株式   | 30    | 17      | —       |
| 投資信託 | 5,442 | 703     | 100     |
| 合計   | 5,473 | 720     | 100     |

(デリバティブ取引関係)

第56期(平成27年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち<br>1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |               |                         |             |               |
|      | 売建       | 2,337         | —                       | △25         | △25           |
|      | 買建       | —             | —                       | —           | —             |
| 合計   |          | 2,337         | —                       | △25         | △25           |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

| ヘッジ会計<br>の方法 | デリバティブ取引の<br>種類等 | 主なヘッジ<br>対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|--------------|------------------|-------------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法  | 為替予約取引           |             |               |                         |             |
|              | 売建               |             |               |                         |             |
|              | 米ドル              | 投資有価証券      | 2,586         | —                       | △68         |
|              | 豪ドル              |             | 276           | —                       | 8           |
|              | シンガポールドル         |             | 878           | —                       | 4           |
| ユーロ          | 219              |             | —             | △1                      |             |
| 合計           |                  |             | 3,961         | —                       | △57         |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 57 期(平成 28 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち<br>1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------|---------------|--------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |               |                          |             |               |
|      | 売建       | 1,093         | —                        | △11         | △11           |
|      | 買建       | —             | —                        | —           | —             |
| 合計   |          | 1,093         | —                        | △11         | △11           |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

| 種類            |           | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち<br>1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|-----------|---------------|--------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以<br>外の取引 | 為替予約取引    |               |                          |             |               |
|               | 買建<br>米ドル | 5,631         | —                        | △243        | △243          |
| 合計            |           | 5,631         | —                        | △243        | △243          |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

| ヘッジ会計<br>の方法 | デリバティブ取引の<br>種類等 | 主なヘッジ<br>対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|--------------|------------------|-------------|---------------|---------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法  | 為替予約取引           |             |               |                           |             |
|              | 売建               |             |               |                           |             |
|              | 米ドル              | 投資有価証券      | 3,943         | —                         | 179         |
|              | 豪ドル              |             | 767           | —                         | △18         |
|              | シンガポールドル         |             | 75            | —                         | △4          |
|              | 香港ドル             |             | 151           | —                         | 5           |
|              | 人民元              |             | 1,948         | —                         | 8           |
| ユーロ          | 173              |             | —             | 0                         |             |
| 合計           |                  |             | 7,060         | —                         | 170         |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

| 第 56 期<br>(自 平成 26 年 4 月 1 日<br>至 平成 27 年 3 月 31 日)                                                                        | 第 57 期<br>(自 平成 27 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 3 月 31 日)                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)<br>(1) 関連会社に対する投資の金額 3,078<br>(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 9,396<br>(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,720 | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)<br>(1) 関連会社に対する投資の金額 3,037<br>(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 9,686<br>(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,901 |

(退職給付関係)

第 56 期(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                    | (百万円)        |
|--------------------|--------------|
| 退職給付債務の期首残高        | 1,174        |
| 会計方針の変更による累積的影響額   | △63          |
| 会計方針の変更を反映した期首残高   | 1,110        |
| 勤務費用               | 126          |
| 利息費用               | 7            |
| 数理計算上の差異の発生額       | 47           |
| 退職給付の支払額           | △59          |
| <u>退職給付債務の期末残高</u> | <u>1,233</u> |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 退職給付債務                 | 1,233        |
| 未積立退職給付債務              | 1,233        |
| 未認識数理計算上の差異            | △121         |
| <u>貸借対照表に計上された負債の額</u> | <u>1,111</u> |
| 退職給付引当金                | 1,111        |
| <u>貸借対照表に計上された負債の額</u> | <u>1,111</u> |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 勤務費用                   | 126        |
| 利息費用                   | 7          |
| 数理計算上の差異の費用処理額         | 18         |
| <u>確定給付制度に係る退職給付費用</u> | <u>152</u> |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、196 百万円でありました。

第 57 期(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                    | (百万円)        |
|--------------------|--------------|
| 退職給付債務の期首残高        | 1,233        |
| 会計方針の変更による累積的影響額   | —            |
| 会計方針の変更を反映した期首残高   | 1,233        |
| 勤務費用               | 145          |
| 利息費用               | 7            |
| 数理計算上の差異の発生額       | 33           |
| 退職給付の支払額           | △119         |
| <u>退職給付債務の期末残高</u> | <u>1,299</u> |

### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 退職給付債務                 | 1,299        |
| 未積立退職給付債務              | 1,299        |
| 未認識数理計算上の差異            | △144         |
| <u>貸借対照表に計上された負債の額</u> | <u>1,154</u> |
| <br>                   |              |
| 退職給付引当金                | 1,154        |
| <u>貸借対照表に計上された負債の額</u> | <u>1,154</u> |

### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 勤務費用                   | 145        |
| 利息費用                   | 7          |
| 数理計算上の差異の費用処理額         | 9          |
| <u>確定給付制度に係る退職給付費用</u> | <u>162</u> |

### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、209 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

|                          | 平成21年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                              | 平成21年度ストックオプション(2)       |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数             | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 271名                                                                                                                                                       | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 48名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 19,724,100株                                                                                                                                                                | 普通株式 1,702,800株          |
| 付与日                      | 平成22年2月8日                                                                                                                                                                       | 平成22年8月20日               |
| 権利確定条件                   | 平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 同左                       |
| 対象勤務期間                   | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで                                                                                                                                                      | 同左                       |
| 権利行使期間                   | 平成24年1月22日から<br>平成32年1月21日まで                                                                                                                                                    | 同左                       |

|                          | 平成22年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                              | 平成23年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                              |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数             | 当社の従業員 1名                                                                                                                                                                       | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 186名                                                                                                                                                       |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 2,310,000株                                                                                                                                                                 | 普通株式 6,101,700株                                                                                                                                                                 |
| 付与日                      | 平成22年8月20日                                                                                                                                                                      | 平成23年10月7日                                                                                                                                                                      |
| 権利確定条件                   | 平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                   | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで                                                                                                                                                      | 付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで                                                                                                                                                      |
| 権利行使期間                   | 平成24年1月22日から<br>平成32年1月21日まで                                                                                                                                                    | 平成25年10月7日から<br>平成33年10月6日まで                                                                                                                                                    |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 平成 21 年度ストックオプション(1) | 平成 21 年度ストックオプション(2) |
|----------|----------------------|----------------------|
| 付与日      | 平成 22 年 2 月 8 日      | 平成 22 年 8 月 20 日     |
| 権利確定前(株) |                      |                      |
| 期首       | 15,902,700           | 1,567,500            |
| 付与       | 0                    | 0                    |
| 失効       | 0                    | 0                    |
| 権利確定     | 0                    | 0                    |
| 権利未確定残   | 15,902,700           | 1,567,500            |
| 権利確定後(株) |                      |                      |
| 期首       | —                    | —                    |
| 権利確定     | —                    | —                    |
| 権利行使     | —                    | —                    |
| 失効       | —                    | —                    |
| 権利未行使残   | —                    | —                    |

|          | 平成 22 年度ストックオプション(1) | 平成 23 年度ストックオプション(1) |
|----------|----------------------|----------------------|
| 付与日      | 平成 22 年 8 月 20 日     | 平成 23 年 10 月 7 日     |
| 権利確定前(株) |                      |                      |
| 期首       | 2,310,000            | 5,388,900            |
| 付与       | 0                    | 0                    |
| 失効       | 0                    | 359,700              |
| 権利確定     | 0                    | 0                    |
| 権利未確定残   | 2,310,000            | 5,029,200            |
| 権利確定後(株) |                      |                      |
| 期首       | —                    | —                    |
| 権利確定     | —                    | —                    |
| 権利行使     | —                    | —                    |
| 失効       | —                    | —                    |
| 権利未行使残   | —                    | —                    |

(注) 株式数に換算して記載しております。





第 57 期(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

|                          | 平成 21 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                               | 平成 21 年度ストックオプション(2)      |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数             | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 271 名                                                                                                                                                                         | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 48 名 |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 19,724,100 株                                                                                                                                                                                  | 普通株式 1,702,800 株          |
| 付与日                      | 平成 22 年 2 月 8 日                                                                                                                                                                                    | 平成 22 年 8 月 20 日          |
| 権利確定条件                   | 平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 同左                        |
| 対象勤務期間                   | 付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                       | 同左                        |
| 権利行使期間                   | 平成 24 年 1 月 22 日から<br>平成 32 年 1 月 21 日まで                                                                                                                                                           | 同左                        |

|                          | 平成 22 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                               | 平成 23 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数             | 当社の従業員 1 名                                                                                                                                                                                         | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 186 名                                                                                                                                                                         |
| 株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) | 普通株式 2,310,000 株                                                                                                                                                                                   | 普通株式 6,101,700 株                                                                                                                                                                                   |
| 付与日                      | 平成 22 年 8 月 20 日                                                                                                                                                                                   | 平成 23 年 10 月 7 日                                                                                                                                                                                   |
| 権利確定条件                   | 平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 | 平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                   | 付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                       | 付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                       |
| 権利行使期間                   | 平成 24 年 1 月 22 日から<br>平成 32 年 1 月 21 日まで                                                                                                                                                           | 平成 25 年 10 月 7 日から<br>平成 33 年 10 月 6 日まで                                                                                                                                                           |

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 平成 21 年度ストックオプション(1) | 平成 21 年度ストックオプション(2) |
|----------|----------------------|----------------------|
| 付与日      | 平成 22 年 2 月 8 日      | 平成 22 年 8 月 20 日     |
| 権利確定前(株) |                      |                      |
| 期首       | 15,902,700           | 1,567,500            |
| 付与       | 0                    | 0                    |
| 失効       | 14,140,500           | 1,392,600            |
| 権利確定     | 0                    | 0                    |
| 権利未確定残   | 1,762,200            | 174,900              |
| 権利確定後(株) |                      |                      |
| 期首       | —                    | —                    |
| 権利確定     | —                    | —                    |
| 権利行使     | —                    | —                    |
| 失効       | —                    | —                    |
| 権利未行使残   | —                    | —                    |

|          | 平成 22 年度ストックオプション(1) | 平成 23 年度ストックオプション(1) |
|----------|----------------------|----------------------|
| 付与日      | 平成 22 年 8 月 20 日     | 平成 23 年 10 月 7 日     |
| 権利確定前(株) |                      |                      |
| 期首       | 2,310,000            | 5,029,200            |
| 付与       | 0                    | 0                    |
| 失効       | 2,310,000            | 290,400              |
| 権利確定     | 0                    | 0                    |
| 権利未確定残   | 0                    | 4,738,800            |
| 権利確定後(株) |                      |                      |
| 期首       | —                    | —                    |
| 権利確定     | —                    | —                    |
| 権利行使     | —                    | —                    |
| 失効       | —                    | —                    |
| 権利未行使残   | —                    | —                    |

(注) 株式数に換算して記載しております。



## (税効果会計関係)

| 第 56 期<br>(平成 27 年 3 月 31 日)                                   | 第 57 期<br>(平成 28 年 3 月 31 日)                                   |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br>(単位：百万円)                       | 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br>(単位：百万円)                       |
| 繰延税金資産(流動)                                                     | 繰延税金資産(流動)                                                     |
| 賞与引当金 658                                                      | 賞与引当金 642                                                      |
| その他 813                                                        | その他 177                                                        |
| 小計 1,472                                                       | 小計 819                                                         |
| 繰延税金資産(固定)                                                     | 繰延税金資産(固定)                                                     |
| 投資有価証券評価損 134                                                  | 投資有価証券評価損 96                                                   |
| 関係会社株式評価損 1,510                                                | 関係会社株式評価損 1,430                                                |
| 退職給付引当金 360                                                    | 退職給付引当金 353                                                    |
| 固定資産減価償却費 133                                                  | 固定資産減価償却費 122                                                  |
| その他 73                                                         | その他 65                                                         |
| 小計 2,213                                                       | 小計 2,068                                                       |
| 繰延税金資産小計 3,685                                                 | 繰延税金資産小計 2,888                                                 |
| 評価性引当金 $\Delta 1,510$                                          | 評価性引当金 $\Delta 1,430$                                          |
| 繰延税金資産合計 2,174                                                 | 繰延税金資産合計 1,457                                                 |
| 繰延税金負債(流動)                                                     | 繰延税金負債(固定)                                                     |
| その他有価証券評価差額金 25                                                | その他有価証券評価差額金 71                                                |
| 小計 25                                                          | 繰延ヘッジ利益 114                                                    |
| 繰延税金負債(固定)                                                     | その他 26                                                         |
| その他有価証券評価差額金 454                                               | 小計 213                                                         |
| 小計 454                                                         | 繰延税金負債合計 213                                                   |
| 繰延税金負債合計 480                                                   | 繰延税金資産の純額 1,244                                                |
| 繰延税金資産の純額 1,694                                                |                                                                |
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 35.6%                                                   | 法定実効税率 33.1%                                                   |
| (調整)                                                           | (調整)                                                           |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3%                                        | 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%                                        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 4.3\%$                            | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 4.8\%$                            |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 3.6%                                      | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 1.3%                                      |
| 海外子会社の留保利益の影響額等 1.7%                                           | 所得拡大促進税制 $\Delta 2.2\%$                                        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.9%                                        | 海外子会社の留保利益の影響額等 0.6%                                           |
|                                                                | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.4%                                        |

| 第 56 期<br>(平成 27 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 第 57 期<br>(平成 28 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)の施行に伴い平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 33.1%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 32.3%となります。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 135 百万円、繰延ヘッジ損益が 4 百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が 48 百万円、法人税等調整額が 179 百万円、それぞれ増加しております。</p> | <p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 59 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 3 百万円、繰延ヘッジ損益が 6 百万円、法人税等調整額が 69 百万円、それぞれ増加しております。</p> |

(関連当事者情報)

第 56 期(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地                 | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千 SGD) | 事業の<br>内容           | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の<br>内容                              | 取引金額<br>(百万円)                    | 科目                | 期末残高<br>(百万円)           |
|-----|-------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------|----------------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シン<br>ガポ<br>ール<br>国 | 292,000                     | アセット<br>マネジメ<br>ント業 | 直接<br>100.00                   | 資金の<br>貸付             | 資金の貸付<br>(シンガポ<br>ールドル<br>貸建)<br>(注 1) | 184<br>(千 SGD<br>2,059)<br>(注 2) | 関係会社<br>短期貸付<br>金 | 436<br>(千 SGD<br>5,000) |
|     |                                                       |                     |                             |                     |                                |                       | 貸付金利息<br>(シンガポ<br>ールドル<br>貸建)<br>(注 1) | 7<br>(千 SGD<br>92)               | 未収収益              | 7<br>(千 SGD<br>82)      |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額 184 百万円 (2,059 千 SGD) の内訳は、貸付 424 百万円 (5,000 千 SGD) 及び返済 240 百万円 (2,940 千 SGD) であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 26 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 23,832 百万円  
負債合計 6,549 百万円  
純資産合計 17,283 百万円

営業収益 15,406 百万円  
税引前当期純利益 4,977 百万円  
当期純利益 3,441 百万円

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の名称又は氏名                                   | 所在地     | 資本金又は出資金                    | 事業の内容       | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容                                  | 取引金額(百万円)                         | 科目                | 期末残高(百万円)                  |
|-----|----------------------------------------------|---------|-----------------------------|-------------|-------------------|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|----------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset Management International Limited | シンガポール国 | 292,000<br>(千 SGD)          | アセットマネジメント業 | 直接<br>100.00      | 資金の貸付     | 資金の貸付<br>(シンガポ<br>ールドル<br>貨建)<br>(注 1) | △90<br>(千 SGD<br>△1,000)<br>(注 2) | 関係会社<br>短期貸付<br>金 | 333<br>(千 SGD<br>4,000)    |
|     |                                              |         |                             |             |                   |           | 貸付金利息<br>(シンガポ<br>ールドル<br>貨建)<br>(注 1) | 18<br>(千 SGD<br>215)              | 未収収益              | 6<br>(千 SGD<br>74)         |
|     |                                              |         |                             |             |                   |           | 資金の貸付<br>(円貨建)<br>(注 3)                | 5,000                             | 関係会社<br>短期貸付<br>金 | 5,000                      |
|     |                                              |         |                             |             |                   |           | 貸付金利息<br>(円貨建)<br>(注 3)                | 70                                | 未収収益              | 70                         |
| 子会社 | Nikko Asset Management Americas, Inc.        | アメリカ合衆国 | 181,542<br>(千 USD)<br>(注 4) | アセットマネジメント業 | 直接<br>100.00      | 資金の借入     | 資金の借入<br>(米ドル<br>貨建)<br>(注 5)          | 6,176<br>(千 USD<br>50,000)        | 関係会社<br>短期借入<br>金 | 5,631<br>(千 USD<br>50,000) |
|     |                                              |         |                             |             |                   |           | 借入金利息<br>(米ドル<br>貨建)<br>(注 5)          | 113<br>(千 USD<br>949)             | 未払費用              | 106<br>(千 USD<br>949)      |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額△90 百万円 (SGD△1,000 千) の内訳は、貸付 957 百万円 (SGD11,000 千) 及び返済 1,047 百万円 (SGD12,000 千) であります。
- 3 融資枠 5,000 百万円、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 Nikko Asset Management Americas, Inc. の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。
- 5 融資枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。



## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）  
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 27 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|          |            |
|----------|------------|
| 資産合計     | 30,897 百万円 |
| 負債合計     | 9,936 百万円  |
| 純資産合計    | 20,960 百万円 |
| 営業収益     | 26,843 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 9,553 百万円  |
| 当期純利益    | 6,411 百万円  |

(セグメント情報等)

セグメント情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)  
該当事項はありません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)  
該当事項はありません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)  
該当事項はありません。

第57期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目           | 第56期<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) | 第57期<br>(自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 250円20銭                               | 267円27銭                               |
| 1株当たり当期純利益金額 | 15円74銭                                | 25円25銭                                |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                 | 第56期<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日)                                                                                | 第57期<br>(自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日)                                                |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 当期純利益(百万円)                                         | 3,101                                                                                                                | 4,962                                                                                |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円)                                  | —                                                                                                                    | —                                                                                    |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円)                                  | 3,101                                                                                                                | 4,962                                                                                |
| 普通株式の期中平均株式数(千株)                                   | 196,903                                                                                                              | 196,464                                                                              |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、平成23年度ストックオプション(1)5,029,200株 | 平成21年度ストックオプション(1)1,762,200株、平成21年度ストックオプション(2)174,900株、平成23年度ストックオプション(1)4,738,800株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                              | 第56期<br>(平成27年3月31日) | 第57期<br>(平成28年3月31日) |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円)                  | 49,265               | 52,438               |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)          | —                    | —                    |
| 普通株式に係る期末の純資産額(百万円)             | 49,265               | 52,438               |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株) | 196,903              | 196,198              |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 58 期中間会計期間  
(平成 28 年 9 月 30 日)

| 資産の部       |     |        |
|------------|-----|--------|
| 流動資産       |     |        |
| 現金及び預金     |     | 16,370 |
| 金銭の信託      |     | 152    |
| 有価証券       |     | 29     |
| 未収委託者報酬    |     | 8,443  |
| 未収収益       |     | 1,681  |
| 関係会社短期貸付金  |     | 488    |
| 繰延税金資産     |     | 821    |
| その他        | ※ 2 | 2,083  |
| 流動資産合計     |     | 30,070 |
| 固定資産       |     |        |
| 有形固定資産     | ※ 1 | 323    |
| 無形固定資産     |     | 129    |
| 投資その他の資産   |     |        |
| 投資有価証券     |     | 11,401 |
| 関係会社株式     |     | 23,203 |
| 関係会社長期貸付金  |     | 60     |
| 長期差入保証金    |     | 781    |
| 繰延税金資産     |     | 409    |
| 長期前払費用     |     | 0      |
| 投資その他の資産合計 |     | 35,857 |
| 固定資産合計     |     | 36,311 |
| 資産合計       |     | 66,382 |

(単位：百万円)

第 58 期中間会計期間  
(平成 28 年 9 月 30 日)

|              |    |        |
|--------------|----|--------|
| 負債の部         |    |        |
| 流動負債         |    |        |
| 未払金          |    | 4,011  |
| 未払費用         |    | 4,007  |
| 未払法人税等       |    | 1,052  |
| 未払消費税等       | ※3 | 440    |
| 賞与引当金        |    | 1,112  |
| 役員賞与引当金      |    | 60     |
| その他          |    | 517    |
| 流動負債合計       |    | 11,201 |
| 固定負債         |    |        |
| 退職給付引当金      |    | 1,203  |
| 固定負債合計       |    | 1,203  |
| 負債合計         |    | 12,404 |
| 純資産の部        |    |        |
| 株主資本         |    |        |
| 資本金          |    | 17,363 |
| 資本剰余金        |    |        |
| 資本準備金        |    | 5,220  |
| 資本剰余金合計      |    | 5,220  |
| 利益剰余金        |    |        |
| その他利益剰余金     |    |        |
| 繰越利益剰余金      |    | 31,627 |
| 利益剰余金合計      |    | 31,627 |
| 自己株式         |    | △672   |
| 株主資本合計       |    | 53,537 |
| 評価・換算差額等     |    |        |
| その他有価証券評価差額金 |    | △340   |
| 繰延ヘッジ損益      |    | 780    |
| 評価・換算差額等合計   |    | 439    |
| 純資産合計        |    | 53,977 |
| 負債純資産合計      |    | 66,382 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 第 58 期中間会計期間        |     |        |
|---------------------|-----|--------|
| (自 平成 28 年 4 月 1 日  |     |        |
| 至 平成 28 年 9 月 30 日) |     |        |
| 営業収益                |     |        |
| 委託者報酬               |     | 32,215 |
| その他営業収益             |     | 1,942  |
| 営業収益合計              |     | 34,158 |
| 営業費用及び一般管理費         | ※ 1 | 31,520 |
| 営業利益                |     | 2,637  |
| 営業外収益               | ※ 2 | 1,760  |
| 営業外費用               | ※ 3 | 327    |
| 経常利益                |     | 4,070  |
| 特別利益                | ※ 4 | 50     |
| 特別損失                | ※ 5 | 19     |
| 税引前中間純利益            |     | 4,102  |
| 法人税等                | ※ 6 | 927    |
| 中間純利益               |     | 3,174  |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 58 期中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

(単位: 百万円)

|                            | 株主資本   |           |                 |                             |                 |          | 株主資本<br>合計 |
|----------------------------|--------|-----------|-----------------|-----------------------------|-----------------|----------|------------|
|                            | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                       |                 | 自己<br>株式 |            |
|                            |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |          |            |
| 当期首残高                      | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 29,948                      | 29,948          | △502     | 52,028     |
| 当中間期変動額                    |        |           |                 |                             |                 |          |            |
| 剰余金の配当                     |        |           |                 | △1,495                      | △1,495          |          | △1,495     |
| 中間純利益                      |        |           |                 | 3,174                       | 3,174           |          | 3,174      |
| 自己株式の取得                    |        |           |                 |                             |                 | △170     | △170       |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額 (純額) |        |           |                 |                             |                 |          |            |
| 当中間期変動額合計                  |        |           |                 | 1,679                       | 1,679           | △170     | 1,508      |
| 当中間期末残高                    | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 31,627                      | 31,627          | △672     | 53,537     |

|                            | 評価・換算差額等             |                 |                    | 純資産<br>合計 |
|----------------------------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------|
|                            | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |           |
| 当期首残高                      | 151                  | 258             | 410                | 52,438    |
| 当中間期変動額                    |                      |                 |                    |           |
| 剰余金の配当                     |                      |                 |                    | △1,495    |
| 中間純利益                      |                      |                 |                    | 3,174     |
| 自己株式の取得                    |                      |                 |                    | △170      |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額 (純額) | △491                 | 521             | 29                 | 29        |
| 当中間期変動額合計                  | △491                 | 521             | 29                 | 1,538     |
| 当中間期末残高                    | △340                 | 780             | 439                | 53,977    |



注記事項

(重要な会計方針)

| 項目              | 第 58 期中間会計期間<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 9 月 30 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)<br/>時価のないもの<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託<br/>時価法</p> <p>(3) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| 4 ヘッジ会計の方法      | <p>(1) ヘッジ会計の方法<br/>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針<br/>ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                                    |                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法<br/>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理<br/>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p> |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(会計方針の変更)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 58 期中間会計期間<br/>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br/>至 平成 28 年 9 月 30 日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>(減価償却方法)<br/>法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当中間会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。<br/>この結果、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(税金費用の計算方法)<br/>従来、年度決算と同様の方法による税金費用の計算を適用してはりましたが、当社の中間決算業務の一層の効率化を図るため、当中間会計期間より事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り算出された見積実効税率に、税引前中間純利益を乗ずる計算方法に変更しております。<br/>なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。</p> |

(追加情報)

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 58 期中間会計期間<br/>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br/>至 平成 28 年 9 月 30 日)</p>                  |
| <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当中間会計期間から適用しております。</p> |

## (中間貸借対照表関係)

| 第 58 期中間会計期間<br>(平成 28 年 9 月 30 日) |                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                                | 有形固定資産の減価償却累計額<br>1,891 百万円                                                                                                                                                                                                     |
| ※ 2                                | 信託資産<br>流動資産のその他のうち 30 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。                                                                                                                                                               |
| ※ 3                                | 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。                                                                                                                                                                           |
| ※ 4                                | 保証債務<br>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 582 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 558 百万円に対して保証を行っております。 |

## (中間損益計算書関係)

| 第 58 期中間会計期間<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 9 月 30 日) |                                                                  |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                                                       | 減価償却実施額<br>有形固定資産 70 百万円<br>無形固定資産 20 百万円                        |
| ※ 2                                                       | 営業外収益のうち主要なもの<br>受取利息 7 百万円<br>受取配当金 1,591 百万円<br>デリバティブ収益 6 百万円 |
| ※ 3                                                       | 営業外費用のうち主要なもの<br>支払利息 128 百万円<br>支払源泉所得税 155 百万円                 |
| ※ 4                                                       | 特別利益のうち主要なもの<br>投資有価証券売却益 50 百万円                                 |
| ※ 5                                                       | 特別損失のうち主要なもの<br>投資有価証券売却損 18 百万円                                 |
| ※ 6                                                       | 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 58 期中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首     | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末    |
|----------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 普通株式 (株) | 197,012,500 | —         | —         | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末  |
|----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 普通株式 (株) | 814,100 | 305,000   | —         | 1,119,100 |

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳              | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |           |           |            | 当中間会計期間末残高(百万円) |
|-----------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|------------|-----------------|
|                       |                  | 当事業年度期首            | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末   |                 |
| 平成 21 年度ストックオプション (1) | 普通株式             | 1,762,200          | —         | 19,800    | 1,742,400  | —               |
| 平成 21 年度ストックオプション (2) | 普通株式             | 174,900            | —         | —         | 174,900    | —               |
| 平成 23 年度ストックオプション (1) | 普通株式             | 4,738,800          | —         | —         | 4,738,800  | —               |
| 平成 28 年度ストックオプション (1) | 普通株式             | —                  | 4,437,000 | —         | 4,437,000  | —               |
| 合計                    |                  | 6,675,900          | 4,437,000 | 19,800    | 11,093,100 | —               |

(注) 1 平成 21 年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成 28 年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)1,742,400 株、平成 21 年度ストックオプション(2) 174,900 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)4,738,800 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日              | 効力発生日            |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------------|------------------|
| 平成 28 年 5 月 30 日取締役会 | 普通株式  | 1,495       | 7.62        | 平成 28 年 3 月 31 日 | 平成 28 年 6 月 22 日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第 58 期中間会計期間<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 9 月 30 日) |           |
|-----------------------------------------------------------|-----------|
| オペレーティング・リース取引                                            |           |
| 解約不能のものに係る未経過リース料                                         |           |
| 1 年内                                                      | 865 百万円   |
| 1 年超                                                      | 2,220 百万円 |
| 合計                                                        | 3,085 百万円 |

(金融商品関係)

第 58 期中間会計期間(平成 28 年 9 月 30 日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 9 月 30 日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

|                             | 中間貸借対照表<br>計上額(※1) | 時価(※1)  | 差額 |
|-----------------------------|--------------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金                  | 16,370             | 16,370  | —  |
| (2) 未収委託者報酬                 | 8,443              | 8,443   | —  |
| (3) 未収収益                    | 1,681              | 1,681   | —  |
| (4) 金銭の信託                   | 152                | 152     | —  |
| (5) 関係会社短期貸付金               | 488                | 488     | —  |
| (6) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 11,431             | 11,431  | —  |
| (7) 未払金                     | (4,011)            | (4,011) | —  |
| (8) 未払費用                    | (4,007)            | (4,007) | —  |
| (9) デリバティブ取引(※2)            |                    |         |    |
| ヘッジ会計が適用されていないもの            | 24                 | 24      | —  |
| ヘッジ会計が適用されているもの             | 268                | 268     | —  |
| デリバティブ取引計                   | 292                | 292     | —  |

(※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(5) 関係会社短期貸付金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は金融商品取引所が定める清算指数、為替予約取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(7) 未払金及び(8) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額 20,310 百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第 58 期中間会計期間（平成 28 年 9 月 30 日）

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

|        | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 子会社株式  | 20,310     |
| 関連会社株式 | 2,892      |

（注） 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

|                        | 種類   | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額     |
|------------------------|------|------------|--------|--------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 投資信託 | 3,215      | 2,649  | 565    |
|                        | 小計   | 3,215      | 2,649  | 565    |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 8,199      | 9,255  | △1,056 |
|                        | 小計   | 8,199      | 9,255  | △1,056 |
| 合計                     |      | 11,414     | 11,905 | △490   |

（注）1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第 58 期中間会計期間(平成 28 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 3,386         | —                       | 24          | 24            |
| 合計   |                | 3,386         | —                       | 24          | 24            |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

| ヘッジ会計<br>の方法 | デリバティブ<br>取引の種類等 | 主なヘッジ<br>対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|--------------|------------------|-------------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的<br>処理方法  | 為替予約取引<br>売建     | 投資有価証券      |               |                         |             |
|              | 米ドル              |             | 3,575         | —                       | 156         |
|              | 豪ドル              |             | 67            | —                       | 1           |
|              | シンガポール<br>ドル     |             | 685           | —                       | 38          |
|              | ユーロ              |             | 82            | —                       | 2           |
|              | 香港ドル             |             | 87            | —                       | 4           |
|              | 人民元              |             | 1,831         | —                       | 65          |
| 合計           |                  |             | 6,329         | —                       | 268         |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

| 第 58 期中間会計期間<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 9 月 30 日) |           |
|-----------------------------------------------------------|-----------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等                                     |           |
| (1) 関連会社に対する投資の金額                                         | 3,017 百万円 |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                                      | 8,257 百万円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                                    | 1,144 百万円 |



(ストックオプション等関係)

第 58 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

当中間会計期間において、ストックオプションを付与しておりますが、当該ストックオプションの付与による影響が当社の財政状態、経営成績等にとって重要でないと認められるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 58 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第 58 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 58 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 58 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 58 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目           | 第 58 期中間会計期間<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 9 月 30 日) |
|--------------|-----------------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 275 円 54 銭                                                |
| 1株当たり中間純利益金額 | 16 円 18 銭                                                 |

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                 | 第 58 期中間会計期間<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 28 年 9 月 30 日)                                                                                     |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中間純利益 (百万円)                                        | 3,174                                                                                                                                         |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)                                 | —                                                                                                                                             |
| 普通株式に係る中間純利益 (百万円)                                 | 3,174                                                                                                                                         |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株)                                  | 196,123                                                                                                                                       |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 平成 21 年度ストックオプション(1) 1,742,400 株、<br>平成 21 年度ストックオプション(2) 174,900 株、<br>平成 23 年度ストックオプション(1) 4,738,800 株、<br>平成 28 年度ストックオプション(1) 4,437,000 株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                        | 第 58 期中間会計期間<br>(平成 28 年 9 月 30 日) |
|-------------------------------------------|------------------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)                   | 53,977                             |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)                   | —                                  |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)                 | 53,977                             |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた<br>中間会計期間末の普通株式の数 (千株) | 195,893                            |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約款>

## <追加型証券投資信託 グローバル ウォーター ファンド>

### 運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

#### 運用方法

##### (1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託 SAM ウォーター ファンド受益証券

証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド受益証券

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### 運用制限

- (1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

##### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

##### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第3条 委託者は、金16億2,551万1,184円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成29年6月15日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については16億2,551万1,184口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受

益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。また、受益権の取得申込者とその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、チューリッヒの銀行休業日またはケイマンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑦ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内

に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関がこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑧ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第35条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関がこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
  2. 金銭債権
  3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項



の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン籍円建外国投資信託 SAM ウォーター ファンド
  2. 証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド
  3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
  4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項の規定にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。)が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第21条 (削除)

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成19年6月15日から平成20年6月16日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
  1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
  2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用
  3. 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
  4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
  5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
  6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  7. 格付の取得に要する費用
  8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率(前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。)を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純

資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益

権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、チューリッヒの銀行休業日またはケイマンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとし、
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が30億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監

督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則

として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

<http://www.nikkoam.com/>

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年6月15日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

